

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>こうした規定を一つ一つ設けていくことは結構なことです、ルールを真面目に守る人だけ手間が増え、悪いことを考える人たちにとっては全く意味がないと考えます。</p> <p>昨今海外通販サービスの利用増加により、2022年には日本の年間の輸入許可件数は1億件を超えています。この中には不正薬物や虚偽申告物品もかなりの数混じっているでしょうが、現在の人員で全てを補足することはほぼ不可能です。</p> <p>輸入でも検査が追いつかないのに、税金計算などに関係のない輸出で税関検査が行われるはずがありません。</p> <p>誰もが郵便局で気軽に海外発送できる時代、内容品を虚偽申告されてしまえば、ほぼ無検査で輸出されてしまいます。</p> <p>輸出自体を許可制とする、虚偽申告には今以上に厳しい罰則を設けるなどしないと、正直者だけが損をする制度になってしまいます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>(1) 重要・新興技術の改正資料の三ページにある、 第一条 十号 1の訂正箇所にある、 1 細粒ステンレス綱であって → 1 オーステナイト系ステンレス綱又の 修正箇所、ステンレス【綱】は、ステンレス【鋼】の誤字と思います。</p> <p>※ 糸偏と、金偏の誤り パブリックコメント確認時、新旧比較として貨物マトリクスと比較の中で気付きました。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
3	<p>[御意見] 意見というよりは質問なのですが、「貨物等省令第1条第十四号イからハまでの規定中の位置決め精度」について、中古工作機械の取り扱いについてです。</p> <p>・意見内容 中古工作機械の輸出をやっているものです。</p> <p>外為令及び輸出令改正等に伴うパブリックコメントの新旧対照表の「貨物等省令第1条第十四号イからハまでの規定中の位置決め精度」の欄が「工作機械の位置決め精度については、「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」（平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号）に基づき判定するものとする。」との記載のみになっておりますが、弊社では今まで「工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値(当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。)が、貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度について各規定に該当するものと判断して差し支えない。注1：位置決め精度の申告値とは、当該型式の位置決め精度の代表値として、審査当局に提出する数値をいう。注2：位置決め精度の申告値の定め方 1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。 2. ISO230/2(1988)で定める測定方法より5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。 3. 次に、直線軸(X、Y、・・・)について、5台の機械のA値の平均値\bar{A}をそれぞれ算出する。この平均値\bar{A}が、当該型式における各々の軸の位置決め精度の申告値(\bar{A}_x、\bar{A}_y、・・・)となる。すなわち、申告値は、機械の軸の数だけ存在する。 4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一又は二に該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。一 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。二 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下であるもの」(対照表より引用)</p> <p>に基づき、実測値を用い申請を行ってきましたが、今後は実測値は該非判定に使えなくなるという意味でしょうか？中古工作機械の場合、申請値は元のメーカーが持っていますので場合により、倒産などで入手不可能な場合がありますし、複数の会社に特注でお願いする場合もあり、もとの申請書に至れない場合もございますが、その場合にはどうすればよろしいのでしょうか？ご教示いただければ幸いです。尚、お手数ですがご回答は「全員へ返信」でお願いできればと存じます。</p> <p>どうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>・理由 これを明確にしないと現在進行中の中古機械の輸出に差し障りがでてきます。</p>	<p>引き続き実測値を用いることはできますが、製造から20年以内の工作機械に関しては、新品時に該当である貨物を実測して非該当と判定する場合、製造者の確認を得た上で様式に沿って安全保障貿易審査課に届出をする必要があります。製造者が倒産している場合は、その旨を当該様式に記載した上で安全保障貿易審査課に届出をする必要があります。</p>
4	<p>運用通達7の解釈を要する語の以下の説明について、内容が同じなのに新設、削除扱いされているようですが、問題ありませんでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数シンセサイザー ・送受信用モノリシックマイクロ波集積回路 ・送受信モジュール又は送信モジュール ・送信用モノリシックマイクロ波集積回路 ・送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路 ・貨物等省令第6条第二号カ中のチャンネル ・貨物等省令第6条第二号カ(三)中の計算式 <p>今回の政省令改正について</p>	<p>運用通達の7の項の解釈の改正は、貨物等省令第6条の規定順に整理したものであり、内容に変更はありません。</p> <p>なお、説明会等については必要に応じて対応をさせていただきます。</p> <p>また、パラメータ等の扱いについては、CISTECにお問い合わせください。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に半導体製造装置関連で改正内容が複雑になっているものが多くありますので、今回も説明会や資料掲示等で詳細な変更内容の説明をしていただけるとありがたいです。 ・2025年度の法改正となり、CISTECのパラメータ等の対応も年度改正の扱いとなるのでしょうか？できれば年度改正だと関係部門の負担が大きくなりますので、改正された部分のみ適用の改正扱いになるとありがたいです。 	
5	<p>輸出貿易管理令の別表1の16項、ならびに外国為替令の別表16項の対象となる地域において「別表第3に掲げる地域を除く」という表現を残すために、輸出貿易管理令ならびに外国為替令の条項が増えております。中でも「特定国以外に輸出、提供する場合」という概念が非常に分かりにくいように思います。規制とならない条件をいくつも書き加えるよりも、規制される条件だけを記載していただきたいです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>通達新旧対照表の72頁において、包括許可取扱要領の別表A[7の項]の「外為令別表の7の項（3）に掲げる技術であって…」から始まる行では、変更を示す赤線がないにも関わらず、記述が「第7号又は第8号」から「第7号から第11号まで」に変わっています。</p> <p>新設の第10号や第11号は規制を従来技術方向へ拡張したものであり、全ての地域において特定包括許可が必要となるのは、他の該当技術と比較しても不釣り合いです。「改正後」の記述は誤りで、対象技術は現行どおりか、あるいは「第7号から第9号まで」ではないでしょうか。</p>	<p>現在の改正箇所には下線を追加しました。</p>
7	<p>[御意見]追加予定の輸出管理品目の一部について、指定範囲を確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 <p>デポジション：物理的な方法でタングステンの層を成膜する等の成膜装置 →PVD：スパッター装置に対するもので、化学的な成膜は対象外ですか？</p> <p>物質表面処理技術：高温コーティング技術 →「高温コーティング」とは、セラミックやシリコン、合金の溶射によるコーティングを示すものですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由 <p>特に「高温コーティング技術」については、“高温”の定義が明確でないように感じられました。</p>	<p>貨物等省令第6条第1項キ（一）に規定されている通り、タングステンの膜を物理的気相成長法により成膜する装置であって、イオンフラックス誘導用の電磁石を有し、アスペクト比を三以上の形状に対して成膜するために特別に設計したものです。なお、今回追加される貨物等省令第6条第1項キにおいて、他に、化学的気相成長法による成膜装置についても規定されています。</p> <p>高温コーティング技術は、貨物等省令第18条第6項において対象技術の仕様を規定しており、高温の意味は明確になっているものと考えます。</p>
8	<p>1. パブコメ開始前に契約済みで、改正政省令施行日以降の契約上の納期が設定されている貨物、の輸出案件について</p> <p>特定包括又は個別許可申請の審査期間が最大90日とされる場合、政省令改正施行後、最大で90日相当期間は既に契約済みで納期も合意済みの貨物、役務の輸出ができなくなり、事業に重大な影響が発生する。何らかの激変緩和措置（例えば、以下のような措置）の導入をご検討いただきたい。</p> <p>（1）経過的な処置として、パブコメ開始前の契約済案件については、改正政省令施行後も、ある一定期間（最短でも90日以上希望）は特別一般包括等の既存の許可の範囲で輸出を可能とするような対応。（例：パブコメ開始前の契約済み案件で、納期が施工後90日内の期間に設定されていることを経産省殿にて書面上確認できる案件の特例措置）</p> <p>（2）特別一般包括から特定包括に包括範囲が変更された貨物、役務で、パブコメ開始前に契約、納期が決まっていたもの（例えば、施行日から90日以内に納期が設定されていたもの）については、改正政省令施行前に個別申請を可能にいただき（例えば、施行1か月前までに申請等）、施行日又は契約上の納期までに優先審査、許可を頂けるような特別対応。</p> <p>2. 従来、特別一般包括許可から特定包括許可に包括許可範囲が変更になった品目の特定包括許可申請について</p> <p>『包括許可取扱要領』特定包括許可/5 特定包括許可の申請手続/（5）継続的な取引関係等についての中で、同一の需要者向けの輸出許可取得取引件数の記載があります。この件数の要件は、個別許可から特定包括許可への変更の場合には妥当すると考えられますが、特別一般包括許可から特定包括許可に変更される場合については、かかる要件はハードルが高く、特別一般包括から特定包括への以降において需要者別、時期にギャップが生じ、特定包括許可の門戸を狭めてしまうことを懸念しております。</p> <p>特に、装置の輸出に定期的な保守が伴う場合、特定包括許可を頂き一定期間継続して輸出を行うことができるようになることで、安定的、継続的な保守を通じた装置の安定稼働のメリットを顧客、サプライヤー両方で享受できるメリットがあると考えております。</p> <p>特別一般包括許可から特定包括許可に変更される貨物、役務については、既に取得済の”特別一般包括許可”を使用して輸出した実績件数（半期毎に報告済みの実績等）を踏まえた、特定包括許可の申請を可能とするような運用につきご検討をお願いしたい。</p>	<p>1. いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>（1）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>（2）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
9	<p>意見1</p> <p>輸出貿易管理令別表第1の7項貨物の（16）にある「部分品若しくは附属品」に該当するかは、部品や附属品自体のスペックで判断できるような法令の方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>※前提条件として、上記部分品は、半導体製造装置用に専用設計したもの、かつ、半導体製造装置に必要な不可欠な機能を持っているものです。現法令の場合、部品が該当するか否かは、部品を使用する半導体製造装置の技術的スペックで判断するしかなく、半導体製造装置メーカーにス</p>	<p>意見1</p> <p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ペックを聞かなければ、自社内で該非判定ができません。 ただし半導体製造装置メーカーは、上記技術的スペックは機密情報のため、教えてくれない場合は、こちらとして全て該本品として扱うほかなく、貴省に無駄な輸出許可依頼を送らざるを得ません。</p> <p>意見2 今回の法令改正とは直接関係ありませんが、輸出許可申請を出す際に、貴省がホームページで提示している以上の書類を求められることがあります。 あらかじめ求める可能性のある書類はホームページで全て明示していただけないでしょうか。</p>	<p>意見2 あらかじめ提出を求める可能性のある書類の類型化が困難なものについては、通達において、「必要に応じて、上記・・・以外の書類の提出を求めることがある」等を記載しております。</p>
10	<p>[参照条文]</p> <p>輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第6条第1号ヨ、第17号コからシまで、第17号の3ニ、第7条第7号、第19条第3項第9号から第11号まで</p> <p>[意見内容]</p> <p>令和7年1月31日に公表された外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）（以下「本改正」という。）において、輸出貿易管理令別表第一に記載される輸出許可の対象となる貨物に半導体製造装置10品目を含む半導体関連の製品12品目を加えること（貨物等省令第6条第1号ヨ、第17号コからシまで、第17号の3ニ、第7条第7号）、外国為替令別表に記載される役務取引許可の対象となる特定技術に半導体関連の技術3品目を加えること（貨物等省令第19条第3項第9号から第11号まで）に反対する。</p> <p>仮に上記の改正が実施される場合、外国為替及び外国貿易法第48条第1項に定める輸出の許可にあたっては、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）に定める輸出許可基準に基づき客観的な審査を行い、製品の仕向地によって不合理な区別を行わない運用を求める。また、仮に輸出の許可を行わない場合には、その具体的かつ合理的な理由を申請者に対して書面で開示することを要望する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法第25条第1項に定める役務取引許可についても同様に、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）に定める役務取引許可基準に基づき客観的な審査を行い、技術の提供先の国によって不合理な区別を行わない運用を求める。また、仮に役務取引の許可を行わない場合には、その具体的かつ合理的な理由を申請者に対して書面で開示することを要望する。</p> <p>[理由]</p> <p>令和7年1月31日に経済産業省から公表された本改正にかかる意見公募要領によれば、本改正の目的は重要・新興技術の軍事転用防止にあるとされているが、本改正において新たに輸出許可の対象とすることが提案されている半導体関連製品12品目及び新たに役務取引許可の対象とすることが提案されている半導体関連の技術3品目については、軍事転用のおそれが高いものであるとはいえ、過度な規制であると考えられる。</p> <p>2024年度の日本製の半導体製造装置の販売高は4兆4,371億円の予測と多額であり(1)、同分野の全世界における中国市場の比率は最大である(2)。中国で行われている半導体の製造は軍事目的で行われているものではなく、それにも関わらず、日本から中国に対する半導体製造装置やその他の半導体関連の製品や技術の輸出を過度に規制することは、日本と中国の貿易及び企業活動に悪影響を及ぼすことに加え、日本と中国の半導体分野における長年にわたる協調関係を阻害し、日本及び中国の双方にとって経済及び技術の発展を妨げることになる。</p> <p>日本の半導体関連の製品や技術に関する過度な輸出規制により、中国企業は自国での半導体関連の製品及び技術開発を余儀なくされ、その結果として日本の半導体関連の製品や技術への依存が徐々に減っていくことが予想されるが、このことは中国企業だけでなく日本企業にも不利益をもたらすと考えられる。そして、このような日本及び中国の半導体業界に生じる不利益は、国際的な半導体のサプライチェーンの安定にも悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>上記のような懸念を踏まえ、本改正で提案されている半導体関連の製品12品目及び半導体関連の技術3品目を規制対象に加えることに反対するとともに、仮にこれらを規制対象に加える場合であっても、輸出許可、役務取引許可の審査にあたっては、製品の仕向地や技術の提供先の国によって不当な区別をすることなく、重要・新興技術の軍事転用防止という本改正の目的に照らして客観的な基準で審査を行うとともに、仮に輸出の許可又は役務取引の許可を行わない場合には、その具体的かつ合理的な理由を申請者に対して書面で開示することにより審査の透明性を</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																				
	<p>高めることが必要不可欠であるとする。</p> <p>(1) 一般社団法人日本半導体製造装置協会「半導体・FPD製造装置需要予測（2024年度～2026年度）」（2025年1月16日）参照 (2) 一般社団法人日本半導体製造装置協会「世界半導体製造装置統計（Worldwide SEMS Report）」（2024年12月3日）参照</p>																					
11	<p>2021年 11 月施行のポンプ・バルブの合理化等に伴う包括許可取扱要領の改正で弁の特別一般包括許可の範囲が拡大され、ダイヤフラム構造の弁等については改善効果があったと思います。</p> <p>一方、ベローズ構造の弁の場合、3 項（ 7 の弁で該当の判定となった場合、貨物等省令第 1 条第 3 8 号：2 項（ベローズ弁で該当の判定となった場合には、「は地域①」、「は地域②（ち地域を除く）」、「に地域②（ち地域を除く）」の場合、特別一般包括が使用できず、特定包括を使用することになります。</p> <p>* [別表 A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [3 の項]</p> <table border="1" data-bbox="231 678 1282 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 678 825 751">輸出令別表第1項番</th> <th data-bbox="825 678 914 751">仕向地</th> <th data-bbox="914 678 1003 751">は地域①</th> <th data-bbox="1003 678 1092 751">は地域② (ち地域を除く)</th> <th data-bbox="1092 678 1181 751">に地域② (ち地域を除く)</th> <th data-bbox="1181 678 1282 751">ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 751 825 825">輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの</td> <td data-bbox="825 751 914 825"></td> <td data-bbox="914 751 1003 825">特別一般一般</td> <td data-bbox="1003 751 1092 825">特定</td> <td data-bbox="1092 751 1181 825">特定</td> <td data-bbox="1181 751 1282 825">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 825 825 919">輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物のうち、上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</td> <td data-bbox="825 825 914 919"></td> <td data-bbox="914 825 1003 919">特別一般一般</td> <td data-bbox="1003 825 1092 919">特別一般 特定</td> <td data-bbox="1092 825 1181 919">特別一般 特定</td> <td data-bbox="1181 825 1282 919">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかし、3 項 (2)7 で該当判定となった弁は、2 項（では、「(3の項の中欄に掲げるものを除く。）」となり、貨物該非判定としては、3 項 (2)7 : 該当となります。</p> <p>該非判定書等では表現されない、弁構造、判定内容2 項（ベローズ弁に該当、非該当を判断した上で、別表 A 包括許可マトリックスを適用する必要があります。</p> <p>通常の該非判定と、特別一般包括の適用可否を判断するためには別資料が必要となりますので、改善が必要と感じております。</p> <p>今回の改正案で、特別一般包括許可の貨物等省令第 1 条第 3 8 号、第 4 0 号の圧力計に限定して内容で合理化が検討されてます。</p> <p>今回の改正時に、貨物等省令第 1 条第 3 8 号2 項 (33) ベローズ弁の上記の制約事項に関して、再検討いただき、3項 (2)7 : 該当し、貨物等省令第 1 条第 3 8 号 2 項 (33) ベローズ弁にも該当する弁についても、特別一般包括の適用されることを希望します。</p> <p>本文の改訂箇所： 本文からは、 4. 特別一般包括の範囲 (1)① ニ 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの、より『（貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）』を削除する</p> <table border="0" data-bbox="261 1528 1282 1675"> <tr> <td data-bbox="261 1528 742 1675"> <p>する者を需要者とするもの</p> <p>三 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p> </td> <td data-bbox="742 1528 1282 1675"> <p>四 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p> </td> </tr> </table>	輸出令別表第1項番	仕向地	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの		特別一般一般	特定	特定	-	輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物のうち、 上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの		特別一般一般	特別一般 特定	特別一般 特定	-	<p>する者を需要者とするもの</p> <p>三 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p>	<p>四 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
輸出令別表第1項番	仕向地	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域																	
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの		特別一般一般	特定	特定	-																	
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物のうち、 上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの		特別一般一般	特別一般 特定	特別一般 特定	-																	
<p>する者を需要者とするもの</p> <p>三 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p>	<p>四 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物（輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 7 又は 9 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 8 号又は第 4 0 号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域 ②（ち地域を除く。）」又は「に地域 ②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p>																					
12	<p>政令・省令 新旧対照表 P12-13</p> <p>5条十二号の項目口について、特に（一）のただ単に”不活性ガス”とだけの文言は”環境”を説明するには非常にわかりづらい。 あやまった判断をしないために以下のように”環境”が明確になる文言に変更することを指摘する。</p> <p>元：（一）不活性ガス</p>	<p>原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>																				

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>(二) 100パスカル以下の真空</p> <p>新：(一) 不活性ガスに満たされた密閉環境 (二) 100パスカル以下の密閉環境</p>	
13	<p>「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表について</p> <p>意見1 通達 新旧対照表P.42 (1) 書類の提出窓口</p> <p>提出方法は電子申請（NACCS）ではなさそうですが、他の項同様に指定のメールアドレスへ届出書を提出するのでしょうか？</p> <p>意見2 通達 新旧対照表P.77 特別一般包括許可に係る届出書</p> <p>審査期間の目安は、現行の包括取扱要領にあるように、提出後14日以内に結果が得られると判断してよろしいでしょうか？ 過去に登録済みの顧客であっても、設置場所（工場）が異なる場合や用途が異なる場合は再度登録が必要でしょうか？ 提出した届出書に関する問い合わせは可能でしょうか？ その際、申請した届出の担当者は公表されるのでしょうか？</p> <p>意見3 通達 新旧対照表P.77 特別一般包括許可に係る届出書</p> <p>現地法人若しくは代理店にて使用される展示機械は利用者が確定しているが、ストック販売機と見做されて包括許可の適用外となるのでしょうか？</p> <p>意見4 通達 新旧対照表P.77 P.77特別一般包括許可に係る届出書</p> <p>「ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届出する場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。」とあるが、誤記と思われるため、今回の改正案に従った修正をお願いしたい。</p> <p>意見5 通達 新旧対照表P.77 特別一般包括許可に係る届出書</p> <p>今回の様式14の内容審査が提出書類通達の様式24による誓約条件の変更手続のように申請者に責任を持たせる簡易的審査なのか、個別申請に準じた審査を輸出者より提供された情報を基に行うのでしょうか？ その場合、URLを持たないジョブショップについては社内案内のような資料の提出で事足りるのかが不安に思うところです。 需要者がホームページ等のURLを持っていない場合は、会社案内等で需要者を紹介している資料を提示することで同様の扱いとなりますでしょうか？</p> <p>意見6 通達 新旧対照表P.77 様式第14特別一般包括許可に係る届出書</p>	<p>意見1： メールで受理する予定です。 メールアドレスは施行までにHPで周知致します。</p> <p>意見2： 現行の半導体製造用ポンプ・バルブ等と基本的には同じ運用になりますので以下のQ&Aを参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda20_new.html#EF%BC%96</p> <p>意見3： 4 特別一般包括の範囲(1)①に示したとおり、本邦から輸出する時点で需要者が確定していないものは使用できません。輸出時点で需要者が確定している場合に限り、使用できます。 展示機は需要者が未確定の取引とみなします（保管者扱い） 以下のQ&Aを参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda20_new.html#EF%BC%96 現行の6. 特別一般包括許可・特定包括許可（半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化関係）Q9に準じます。</p> <p>意見4： ご指摘を踏まえて修正します。 「ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業（需要者の場合を除く。）を届出する場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。」</p> <p>意見5： 輸出管理内部規程の取得時に定めた自社の輸出管理規程等に当たって、届出様式14の作成を行ってください。 内容審査は今回届出された事項に関して、当該届出が受理された日から14日間以内で異議がある場合には、連絡します。</p> <p>意見6： 契約前の届出は可能です。「需要等の概要」に記入する内容は様式14の注釈に記載しているとおりです。届出の修正については、半導体製造用ポンプ・バルブ等と基本的には同じ運用になりますので、以下のQ&Aを参照ください。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>「特別一般包括許可に係る届出書」は、契約前に事前の届出は認められるのでしょうか？ また、「需要等の概要」は仕様用途・製造している主な製品等が想像されますが、具体的にどのように記入すればよいのでしょうか？ 受理後、記載内容のうち一部変更が入った場合、修正届か半年毎の報告の際に変更を通知することで対応してもよいのかをご教示いただきたいです。 例) 需要者同じだが住所が変わる、使用方法が変わる、数量が変わる、荷受人が変わる、社名が変わる など。</p> <p>意見7 通達 新旧対照表P. 35</p> <p>特別一般包括許可申請書類の記載方法 VII 申請書類の記載方法等</p> <p>12その他 過去に届け出した買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者を届出対象から除外する場合がありますが、除外することが必要な具体的な事例がありましたらご教示いただけますでしょうか。</p> <p>意見8 通達 新旧対照表P. 29</p> <p>今回の包括制度は、移設検知装置を搭載している機種であっても、従来通り個別申請に切り替えて申請を行っても受け付けてもらえるのでしょうか？ケースに応じて申請方法を切り替えて併用して差し支えないのでしょうか？</p> <p>若しくは、い地域2における扱い同様、需要者に懸念がある場合は、事前相談の手順で相談をする形となりますでしょうか？</p> <p>意見9 通達 新旧対照表P. 77</p> <p>様式第14の使用範囲は一回限りなのでしょうか？</p> <p>例えば、様式14の記入項目のうち、社名と住所が同じであれば、販売機種や使用用途が異なる場合であっても届出を再度申請する必要はなく、包括で輸出後、定期報告の際に変更があった旨を記載すればいいのでしょうか？</p> <p>意見10 通達 新旧対照表P. 69</p> <p>移設検知装置付き2項該当工作機械又は当該貨物と同時提供される使用に係る2項該当プログラムを「り地域」に輸出又は提供する場合には、特別一般包括が使えるようになりますが、その場合の買主は「り地域」に限定されるのでしょうか？</p> <p>上記で提供した2項該当プログラムは修理特例が適用可能でしょうか？（修理特例の条文は「役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、...」となっており、役務取引許可に特別一般包括役務取引許可も含まれますでしょうか？）</p> <p>意見11 通達 新旧対照表P. 69</p> <p>下記のb. およびc. の貨物へ2項該当のプログラムを同時に提供する場合においても、特別一般包括（別表3）に基づいてプログラムを提供できると理解しておりますが、今回の改正範囲には含まれていないように見受けられますが、いかがでしょうか？ 具体的には、以下のa. の貨物は記載されていますが、b. 及びc. の貨物が記載されておられません。</p> <p>a. 輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）</p>	<p>https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda20_new.html#%EF%BC%96</p> <p>意見7： 具体的な事例はございません。</p> <p>意見8： 事前届出を行った場合は、可能な限り一般包括を活用いただくようお願いいたします。</p> <p>意見9： 届出の修正については、半導体製造用ポンプ・バルブ等と基本的には同じ運用になりますので、以下のQ&Aを参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda20_new.html#%EF%BC%96</p> <p>意見10： 買主、取引の相手方、荷受人は、中国、台湾又は香港であっても問題ありません。</p> <p>貨物と同時に提供される使用に係るプログラムであれば、包括許可を使用しても、個別許可を使用しても、修理特例の適用は可能です。</p> <p>意見11： 今回の改正は輸出令別表第1の2の項（12）1に該当する貨物及び外為令別表2の項（2）の使用に係るプログラムが搭載され、移設検知装置が搭載されていれば、り地域向け需要者確定の場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可若しくは特別一般包括役務取引許可が使用できます。 例示のb. 及びc. は今回改正範囲には含まれていませんので、使用できません。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>b. 輸出令別表第1の6の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条2号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)</p> <p>c. 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物であって、関税定率法別表第84類に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)</p>	
14	<p>「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達新旧対照表</p> <p>意見1 通達 新旧対照表P.116</p> <p>別紙6を回答する際の製造者としての対応について</p> <p>製造者以外の者が測定した位置決め精度等の結果を製造者が確認するにあたり、個社の回答のばらつきを抑えるため、広く規制に対する対応や周知を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>意見2 通達 新旧対照表P.20</p> <p>運用通達5-0(2)(二)改正案の変更要望</p> <p>(要望) 本項目へ確認が必要となる条件を追加すべき</p> <p>(理由) 前段の(イ)～(ハ)については、いずれも確認が必要になる場合が明記されているのに対し、本項目にはそれがない、そのため、本項目については確認が必要な場合が不明であり、このままだとあらゆる場合に確認が必要と捉えられかねない事態となるおそれがあるため。</p> <p>「届出受理票の写し」の確認が必要となる場合については、例えば、工作機械製造者以外の輸出者が非該当として中古の工作機械を輸出する際の該非判定の根拠資料としての確認が考えられるが、その他確認が必要な場合を含め、全ての場合を列挙する必要があると思います。</p> <p>例1) 製造者以外の者による輸出に際し、製造後20年以内の中古機を非該当として輸出したい場合</p> <p>意見3 「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達新旧対照表P111</p> <p>IV製造者以外のものによる位置決め精度の届出について</p> <p>(1) 届出の扱い によると、P116の別紙6を製造者による確認を得た後、安保審査課へ届け出し、届出書を入手した後に対象機種の新規を判定が出来ると理解しました。</p> <p>この手法で該当機の輸出を行う場合、「届出」提出のタイミングは個別輸出許可の申請と同時でも構わないのでしょうか？</p>	<p>意見1： 御意見ありがとうございます。</p> <p>意見2： ご指摘を踏まえ、次のとおりに修正します。 「(二)「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号)Ⅱ2.(2)に規定する者がⅡ2.(2)②ハの届出の数値を用いる場合は、届出受理票の写し」</p> <p>意見3： 該当の場合は届出不要なので、別紙6の冒頭3行目の「該当/非該当」を「非該当」に修正したいと思います。</p>
15	<p>輸出貿易管理令別表第1の2項(49)の改正理由について</p> <p>・意見内容 輸出貿易管理令別表第1の2項(49)で、「重水からトリチウムを回収するための…白金を用いた触媒」を「水からトリチウムを回収するための…白金を用いた触媒」に改める理由やその背景を教えてください。</p> <p>・理由 上記項番に該当する貨物を研究開発目的で取り扱っている可能性があるため、これらについて該非判定の必要が生じた場合に、規制の目的・趣旨を理解して適切に判断するための参考として伺うものです。</p>	<p>トリチウムは重水だけではなく軽水からも回収することが可能であり、「軽水からトリチウムを回収するための白金を用いた触媒」も規制対象であることを明確化する改正をしたものです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>輸出貿易管理令別表第1中解釈を要する語のうち、2項（5）の「放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置」の解釈変更について（運用通達関係）</p> <p>・意見内容 輸出貿易管理令別表第1中解釈を要する語のうち、2項（5）の「放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置」についての解釈が一部変更されますが、その理由や背景を教えてください。特に、「ニ」で「照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器」を「照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用するため、硝酸に対して耐食性を有するように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器」に変更する理由・背景を知りたく存じます。</p> <p>・理由 廃止措置中の再処理施設があり、上記項番に該当し得る貨物を多数保有しているため、これらについて該非判定の必要が生じた場合に、規制の目的・趣旨を理解して適切に判断するための参考として伺うものです。</p>	<p>本改正は、「硝酸に対して耐食性を有するように～」の改正を含めまして、規制範囲を明確化する改正をしたものです。</p>
17	<p>・意見内容 本改正案では、貨物等省令第8条9号（十二）の削除により（十三）？（十五）を（十二）？（十四）へ繰り上げ、（十六）の削除により（十七）？（二十）を（十五）？（十八）へ繰り上げが行われているが、上記削除される項番は「欠番」として頂き、他の項番の繰り上げを行わないで頂きたい。</p> <p>・理由 上記項番の繰り上げが行われると、管理上の負担がより大きくなるため。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>1. 日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。 2. 軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。</p> <p>意見内容 1. 日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。新しい規制は、企業の納期が長くなり、世界の産業チェーンの安定性に影響を与える可能性があります。半導体製品の生産は通常、国境を越えた輸送を複数回必要とし、いかなるリンクの中断も産業チェーン全体に影響を与える可能性があります。したがって、日本は輸出規制を実施する際、規制範囲を過度に拡大することを避けるべきである。 2. 軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。民生用に関わる半導体製品については、設置を推奨する「民用目的申請のグリーンチャンネル」は、より簡便な承認処理方式を確立し、合理的な需要を満たすことを保証する。</p> <p>理由 1. 2025年1月31日、日本政府は半導体機器、材料、EDAソフトウェアなどの輸出規制を強化する計画を発表した。意見提出者は、この動きが世界の半導体産業チェーンの協調発展、中日の経済貿易協力、技術革新の生態学に悪影響を及ぼすと考えている。新規制は、現在の中日企業間の既存の協力を再び破壊し、妨害し、協力の不確実性を高めている。これらの制限は必要範囲を超えており、非軍事的な民間分野を対象としており、既存の輸出規制管理と取り決めに合致せず、WTOの規則に違反している。 2. 半導体産業の貿易取引において、中国と日本は密接な関係がある。日本は中国の重要な半導体装置サプライヤーの一つであり、中国市場の関連製品は重要なシェアを占めている。近年、中国市場における日本の半導体装置サプライヤーの数が大幅に増加しており、これは日本の半導体メーカーにとっての中国市場の重要性を十分に反映しているだけでなく、両国間の半導体産業の依存度の高さを反映している。同時に、中国の巨大な半導体消費市場は、日本企業に持続可能な成長空間を提供している。両国の産業チェーンは深く入れ子構造になっており、一方的な政策調整は「バタフライ効果」を引き起こす可能性がある。日本の輸出規制は「ハイエンド技術重視」の謳い文句を超えており、確立された協力関係の影響に対する過度な制限を無視することはできない。 3. 実際、中日企業の半導体産業における協力の見通しは依然として広い。近年、双方は協力革新、市場拡大などの面で絶えず深化している。中国日本商工会議所の調査によると、超中国企業の90%は今後1～2年間に中国への投資規模を拡大または維持する計画だ。中国の新エネルギー自動車、人工知能、モノのインターネットなどの分野での需要が爆発し、日本の半導体企業の市場空間を拡大し、協力してより強靱な産業生態系を構築する。 4. 日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。新しい規制は、企業の納期が長くなり、世界の産業チェーンの安定性に影響を与える可能性があります。半導体製品の生産は通常、国境を越えた輸送を複数回必要とし、いかなるリンクの中断も産業チェーン全体に影響を与える可能性があります。したがって、日本は輸出規制を実施する際、規制範囲を過度に拡大することを避けるべきである。 5. 軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。民生用に関わる半導体製品については、設置を推奨する「民用目的申請のグリーンチャンネル」は、より簡便な承認処理方式を確立し、合理的な需要を満たすことを保証する。 6. 意見提出者は常にグローバル産業チェーンの安定を堅く保ち、日本の規制措置は両国企業の協力に直接影響を及ぼし、グローバルサプライチェーンの分裂リスクを増大させる。中国の半導体産業は常にデジタル経済、グリーンエネルギー、その他の人々の生活分野に貢献してきた。日本は軍事用と民生用の技術標準を厳密に区別し、「汎安全保障化」政策が市場の需給を歪めるのを避けるべきである。</p>	<p>今般の輸出管理品目の改正は、国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に実施するものです。そのため、軍事転用の懸念がないと判断された場合には、輸出が可能です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	<p>貨物等省令第6条第十七号 サについて 意見 パターンシェイピング用に設計した装置は「ウエハ用に設計された装置に限る」もしくは「マスク用に設計された装置を除く」と注記していただきたい 理由 規制対象となる装置を明確化するため</p> <p>貨物等省令第6条第十七号三について 意見 集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルについて「評価用マスク／レチクル、半製品、及び返却品を除く」と注記していただきたい 理由 規制対象となるものを明確化するため</p> <p>貨物等省令第6条第十七号三 ニについて 意見 装置用に特に設計したマスク、レチクルについて「エッチング装置で使用する評価用マスク／レチクル、半製品、及び返却品を除く」と注記していただきたい 理由 規制対象となるものを明確化するため</p>	<p>貨物等省令第6条一七号サについては、通達において、パターンシェイピングは、ウエハに対して行われるプロセスである旨規定しております。 その他、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>特別一般包括許可に係る届出書 様式第14について 1) 「貨物名又は技術名」の欄はターニングセンタ、マシニングセンタ、複合加工機、研削盤という記載で全部併記して記載したいと考えていますが認めていただけるのでしょうか。 また、数値制御装置に内蔵されるプログラムについても名称まで記載せずに「数値制御装置に内蔵されるプログラム」という表記でよろしいでしょうか。 今回の届出は、契約未締結状態でも提出が可能と伺っております。そのため、定期的に購入いただいているお客様などは予め届出を出すことも検討しています。 しかし、機種名やNC装置型式が必須となると、都度、修正報告をしなければならなくなることから、どのような規定（ルール）となるかを教えていただけますと幸いです。</p> <p>2) 様式第14によると、買主及び荷受人を記載することになっていますが、その内容は契約毎に記載するのでしょうか。 これも1)と関わりますが、買主、特に荷受人は契約によって変わる可能性が高いため、必須記載項目なのか、を含め、確認させていただきたいです。</p> <p>特別一般包括許可に係る実績報告書 様式第18について 3) 様式第18で実績報告する対象1~6月分を7月に報告すると思いますが、半年ごとに輸出通関した機械を契約ごとに報告すると認識しております。 輸出見込みの機械についても記載したうえで報告するとのことですが、輸出見込みの機械について、輸出後に再度翌報告時に報告するのでしょうか。</p> <p>例えば2台契約で、機械Aを5月に輸出、機械Bを7月に輸出した場合。 7月の報告では、機械Aは5月に輸出済、機械Bは7月に輸出見込み。とするのか。 翌年1月の報告において、機械Bは昨年7月に輸出済、と報告するか否か。</p> <p>その他 4) 誓約書は様式2を取得しますが、今後届け出を出して包括で輸出した機械については再輸出についても自社管理でいいと考えていますが間違いないでしょうか？ ※届出⇒包括⇒実績報告となった機械が再輸出される際は、自社管理という理解をしています。</p>	<p>1) 貨物等省令第1条第14号に該当する貨物又は貨物等省令第15条第2項に該当するプログラムのうち使用に係るプログラムで規制されている用語にしたがって、当該名称を記載してください。 機種名やNC装置型式が上述に該当する範囲で変更があれば、その都度、修正のうえで届出をしてください。</p> <p>2) 契約毎に記載してください。 なお、併記をして記載をいただけます。</p> <p>3) 輸出もしくは取引した実績を報告してください。</p> <p>4) 当該の行為は従前の包括取扱要領と同様で扱うことにしており、変更していません。 つまり、包括取扱要領 別表3 取引許可の条件(5)のとおり、取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意を求められたときには速やかに経済産業省に事前同意を得る手続きを行い、経済産業省の指示に従ってください。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>・意見内容 新旧対照表（通達）の別表B、[7の項]（P.71の1行目）から「外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの」の「輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号イ又はホのいずれかに該当するもの」の項を貨物輸出(P.65)と同様に項番の記載を独立させ、「い地域①」を「特別一般」と「一般」、「と地域②」を「特別一般」、「と地域③」を特定、「ち地域」を「一」に設定することを希望する。</p> <p>・理由 半導体関連技術は米国、欧州、韓国、台湾などと開発しており、日本からの技術発信の制限や遅れにより開発に取り残される懸念があるため、貨物輸出に規制内容を合わせてほしい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>・意見内容 「特定の品目に係る輸出管理の見直し（適正化）」の外為令別表7の項（1）の一部について、役務取引の包括許可利用の仕向地が「特別一般包括」から「特定包括」へ移行されている案件においては、個別又は特定包括の許可申請・許可取得が必要となります。貴省の輸出許可・役務取引許可に係る審査期間について、「申請の受理から許可又は不許可の処分をするまでに要する審査期間は原則として90日以内であり、90日を超える場合には申請者に事前に通知されます。」と記載されています通りに、審査期間に約3か月及び申請前の準備期間（現地との調整を含めて）を要するため、移行に係る十分な猶予期間（公布から施行までの期間）を設定してほしい。例えば、6か月（審査期間3か月＋準備期間3か月）の猶予は頂きたいところです。</p> <p>・理由 現在、特別一般包括を利用している案件が個別又は特定包括の許可取得となり、許可取得までに時間を要す場合、案件が滞るとビジネス上の影響が大きいと。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>（1）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>（2）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
23	<p>「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達新旧対照表</p> <p>・意見内容 工作機械を製造した日から20年以内のものについて、当該工作機械の製造者以外の者が測定した位置決め精度の数値を該非判定の根拠とする場合、当該工作機械の製造者に確認した結果を経産省に届出することが求められている。製造者以外の者が輸出した場合でも、現地における保守、修理に必要な部品や役務を提供するのは主に当該工作機械製造者の海外子会社や代理店であるため、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工作機械製造者の海外子会社や代理店のサービスマンが認識できる言語への改造が施されていること。 ・現地の安全規格（中国のGB規格、韓国のKCs規格等）に対応した仕様になっていること。 ・移設検知装置が装着されていること。 ・修理部品等の安定供給ができないような古い機械でないこと。 ・サービス登録料の支払いに合意していること。 ・営業上、安全保障上などの理由により取引を行いたくない最終需要者でないこと。 ・輸出時に取得した輸出許可書の写しを送付していただくこと。 <p>などが必要になる。</p> <p>上記例に適合していない場合、あるいは技術面の理由から当該工作機械の製造者であっても適合させるための改造等を行うことができない場合においては、当該工作機械の製造者が「当該工作機械の製造者に確認した結果」を輸出希望者に提供しないことが認められる旨を、本パプコメの回答、Q&Aもしくは通達等においてお示しいただきたい。</p>	<p>ご指摘のメーカー確認については、原則として、輸出者が非該当と判断したデータが妥当である場合に、妥当である旨をご確認いただければと思います。</p>
24	<p>外為令別表 7の項(3) 貨物等省令第十九条第3項第九号から第十一号までのいずれかに該当するプログラムの輸出に対し、施行日以降の猶予期間の設定や許可申請に係る条件の緩和対応等、暫定的な措置を希望します。</p> <p>・意見内容： 外為令別表 7の項(3) 貨物等省令第十九条第3項第九号から第十一号として半導体の設計・製造のためのプログラムが新たに規制対象として追加されておりますが、当該規制の対象となっているプログラムは民生用半導体製品の設計開発においても通常使用されるプログラムです。また、現在は一つの半導体製品を本邦及び海外拠点の双方で共同設計する方法が主流になっており、プログラムを含めた設計環境は同一にする必要があります。環境構築の効率や不整合を起ささないため本邦に所在するクラウドサーバーに当該プログラムをインストールし、同じ環境を海外の設計者(外為法上の非居住者)に使用させる方法も一般的となっております。改正案では、包括許可の適用区分について、い地域1・と地域2・と地域3に対しては特定包括許可のみ使用可という方針が示されておりますが、当該プログラムに対する許可申請は改正案の施行日以降でないと行えないことに加え、貴省での審査にかかる期間も加味すると、個別許可では許可申請から許可取得までに数ヶ月の時間を要することが想定されます。申請及び審査の期間において、我が国から米国等の同盟国を含む海外拠点に委託している半導体設計業務が滞ることの懸念から、我が国としての国際競争力を維持するためにも、外為令別表 7の項(3) 貨物等省令第十九条第3項第九号から第十一号の対象となるプログラムの輸出に</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ついては、以下のような暫定措置の実施を希望します。</p> <p>1. 我が国に本社を置く企業の製品の設計委託のための輸出に限っては、施行後に個別許可取得にかかる期間に相当する猶予期間を設ける。 2. 施行日以前から個別許可や特定包括許可の申請を受け付ける。 3. 個別許可の取得実績が無くとも、改正案の施行日前の非該当プログラムとしての提供実績を基に特定包括許可の申請を受け付ける。</p> <p>・理由： 我が国に所在する企業の国際競争力を維持するため。</p>	
25	<p>当社では主に半導体集積回路の設計業務、ターンキーサービス業務を行っており、親会社が当該設計、および製品としての集積回路の製造を受注しております。</p> <p>設計したマスクレイアウトおよび描画データについて、海外の製造会社（ファウンダリー）に製造委託を行うために、データを海外に伝送（役務提供）しております。</p> <p>当該データは、製造する集積回路の各工程の製造に用いるマスクに対応する個別のデータであって、製造プロセス技術のように他の目的に応用可能な技術ではないにもかかわらず、今回の改正案によって特別一般包括許可が適用できず特定包括許可もしくは個別許可の申請が必要ということになれば、許可申請の対象はどのような単位で扱うことができるか不明であり、もし受注する集積回路の単位で申請が必要であれば、個別の受注毎に許可申請から許可が下りるまでに長い期間を要し、求められる納期に間に合わないこととなり、業務に大きな支障が生じます。</p> <p>特に、国の予算での試作等、大学からの入札案件の場合、リードタイムが短くかつ入札2週間前にオファーが来るため、テープアウト（データ伝送）期限に許可が得られず応札できないこととなります。これはどの会社の立場でも同様となり、申請から許可までの日数を（数日レベルに）大幅に短縮できなければ、そのような案件は成立しなくなります。</p> <p>このような個別の製品の製造に係る設計データの海外への提供に関しては、特別一般包括の適用を引き続き維持する等、実情に即した対策を講じていただくべきものと考えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール（bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp）でご相談ください。</p>
26	<p>1. 意見募集開始前に契約済みで、改正政省令等の施行日以降に契約における納期が設定されている貨物・役務の輸出案件について</p> <p>特定包括許可、又は個別許可申請の審査期間が最大90日とされる場合、改正政省令等の施行後、最大で90日相当期間は既に契約済みで納期も合意済みの貨物・役務の輸出ができなくなり、事業に重大な影響が生じるため、激変緩和措置として、たとえば、以下のような措置の導入を要望いたします。</p> <p>（1）経過的な処置として、意見募集開始前の契約済案件は、改正政省令施行後も、ある一定期間（最短でも90日以上）は特別一般包括等の既存の許可の範囲で輸出を可能とするような対応。（例：意見募集開始前の契約済み案件で、納期が施行後90日以内の期間に設定されていることを経産省殿にて書面上確認できる案件の特例措置）</p> <p>（2）特別一般包括許可から特定包括許可へ適用できる包括許可の種類が変更された貨物・役務で、意見募集開始前に契約して納期が決まっていた案件（たとえば、施行日から90日以内に納期が設定されていた案件）については、改正政省令等の施行前に個別申請を可能にいただき（たとえば、施行1か月前までに申請等）、施行日又は契約上の納期までに優先審査し許可を頂けるような特別対応。</p> <p>2. 従来、“特別一般包括許可”から“特定包括許可”に許可範囲が変更になった貨物・役務の特定包括許可申請について</p> <p>『包括許可取扱要領 > 3 特定包括許可 > 5 特定包括許可の申請手続 > (5) 継続的な取引関係等について』には、同一の輸入者向け・取引の相手方の輸出許可取得取引件数の要件が規定されています。この件数の要件は、個別許可から特定包括許可への変更の場合には妥当と考えられますが、特別一般包括許可から特定包括許可に変更される場合には、当該要件は厳しく、特定包括許可を申請しにくくしてしまうことを懸念しております。</p> <p>特に、輸出した装置に定期的な保守が伴う場合、特定包括許可を受け、一定期間継続して輸出を行うことができるようになることで、永続的な保守を通じた装置の安定稼働のメリットを顧客とサプライヤーの両方で享受できると考えます。</p> <p>特別一般包括許可から特定包括許可に許可範囲が変更となる貨物・役務については、既に取得済の“特別一般包括許可”を使用して輸出した実績件数（契約数ではなく）をもって、特定包括許可の申請ができるという解釈の追加を要望いたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>（1）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>（2）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
27	<p>新規に追加された外為令6の項(6)について、お願いがございます。</p> <p>貨物等省令第18条第6項に「次の各号に該当する」との記述がありますが、該当技術を明確にするため、「次の各号の全てに該当する」または</p>	<p>御指摘を踏まえて「次の各号の全てに該当する」と修正します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>「次の各号のいずれかに該当する」の表記に修正していただけますと幸いです。</p> <hr/> <p>(6) 被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)及び(3)に掲げるものを除く。）</p> <p>貨物等省令 第18条 6 外為令別表の6の項(6)の経済産業省令で定める技術は、次の各号に該当するコーティングシステムの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。 一 第4条第12号に該当するセラミックマトリックス複合材料の腐食を防ぐために設計したもの 二 1,100度を超える温度で使用することができるように設計したもの</p>	
28	<p>〔御意見〕 貨物等省令第6条十七号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 ・赤字部分追加 <p>半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由 <p>法令の作法上、必要な文言と考えられる為</p>	御指摘を踏まえて修正します。
29	<p>〔御意見〕 包括許可取扱要領（別表4）特別一般包括役務取引許可の条件（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 <p>「（5）前項で取得した誓約書に基づき、利用する者から再提供に係る事前同意に・・・」の「再提供」の後に「（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。）」の文言を追記して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由 <p>役務取引許可証に記載の許可条件と同じにして誤解されにくくするため。</p>	御指摘のとおり修正します。
30	<p>「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号） *通達改正案の70～72頁</p> <p>外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 <p>「上記にあてはまる技術の一部については、レジストに係る技術など改正前に「一般包括許可」もしくは「特別一般包括許可」を使用して提供していた情報について、改正後、「個別許可」、もしくは「特定包括許可」の取得が必要となる技術があります。 貨物の輸出の場合は、同様の包括許可適用の変更があつた際にお客様に事情を説明して、前倒しのご注文をいただくなどのお客様需要への事前対応が実務上可能ですが、クレーム対応などに伴う技術情報の提供のように「予測不能な」技術情報の提供は、貨物のような事前対応をすることができず、結果として適切なタイミングでの技術提供ができないという状況が生じてしまいます。 このため、法改正施行後に当該リスト規制該当技術の提供について対応不可の空白期間が発生しないように、例えば施行前の申請事前相談受付やNACCS入力などの、なんらかの対応措置を実施いただくことはできないでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
31	<p>輸出令別表第17の項関連</p> <p>1) 貨物等省令第六条第一号ヨ について</p> <p>【意見】 柱書に「(略)集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの」とありますが、「該当するようにプログラム可能なもの」ではなく、「該当するようにプログラムされたもの」が妥当ではないでしょうか。</p> <p>【理由】</p>	原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	「可能なもの」とすると、プログラムしていない一定規模のフィールドプログラマブルロジックデバイス（F P L D s）全般を規制することになってしまうためです。	
32	<p>輸出令別表第1 7の項関連</p> <p>2) 貨物等省令第六条第一号ヨ について</p> <p><現行></p> <p>(一) 合計処理性能（T P P）が六、〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するもの</p> <p>(二) (一) で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能（T P P）が六、〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの</p> <p>(三) 合計処理性能（T P P）が六、〇〇〇以上であるアナログ基本演算ユニットを一つ以上有するもの</p> <p>(四) (一) から (三) までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、それらの合計処理性能（T P P）の総和が六、〇〇〇以上であるものを有するもの</p> <p>【意見】</p> <p>現行の（四）の文言だと、(一)～(三)が既に合計処理性能（T P P）が六、〇〇〇以上のものを指しており、重複しているように見え、（四）の規制の趣旨がわかりにくいと思われます。</p> <p>（四）は(一)～(三)の対象にならないものでも、合計処理性能（T P P）が六、〇〇〇以上を規制したい意図ではないかと思しますので、以下のような明確化を希望します。</p> <p><変更案></p> <p>(四) デジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、それらの合計処理性能（T P P）の総和が六、〇〇〇以上であるものを有するもの。</p>	原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
33	<p>輸出令別表第1 7の項関連</p> <p>3) 貨物等省令第六条第一号ヨ について</p> <p>【意見】</p> <p>(一) 「デジタルプロセッサユニット」の用語の解釈を希望します。</p> <p>【理由】</p> <p>(一) 「デジタルプロセッサユニット」と (二) 「デジタル基本演算ユニット」の違いが分からないためです。</p>	貨物等省令第六条第一号ヨ (四) において (一) から (三) までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせも規制対象とするため、「デジタルプロセッサユニット」と「デジタル基本演算ユニット」の区別の実益はなく、デジタルプロセッサユニットの解釈を示す必要性はないと考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
34	<p>輸出令別表第1 7の項関連</p> <p>4) 運用通達「貨物等省令第6 条第一号ヨ中の集積回路」について</p> <p>【意見】</p> <p>「プロセッサ内蔵メモリ」は「インメモリーコンピューティング」や「プロセッシングインメモリー」と呼ばれる製品を指しているのでしょうか。</p> <p>そうであれば、表現の変更(「インメモリーコンピューティング」または「プロセッシングインメモリー」)を希望します。</p> <p>【理由】</p> <p>「プロセッサ内蔵メモリ」は、「CPUに内蔵するキャッシュメモリ」と混同する可能性があり、該非判定を誤る可能性があるためです。</p>	プロセッサ内蔵メモリはPIM(Processor-In-Memory)のことを指しております。当該規定については、原案通りとさせていただきます。
35	<p>輸出令別表第1 9の項関連</p> <p>5) 貨物等省令 第八条第九号イ について</p> <p>【意見】</p> <p>「情報システムのセキュリティ管理機能」の文言が「データの機密性確保のための暗号機能」に変更されていますが、(十八)1-2の部分のみ変更が反映されていないので反映を希望します。</p> <p>【理由】</p> <p>WAのCat5-2 5.A.2 Note 2 .j.1.bに以下の記載があるためです。</p> <p>Networking equipment meeting all of the following:</p>	ご指摘のとおり修正いたします。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>1. Being specially designed to communicate with the devices specified by paragraph j.1.a. above; and 2. The 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm' is limited to supporting the 'connected civil industry application' of devices specified by paragraph j.1.a. above, or the tasks of "OAM" of this networking equipment or of other items specified by paragraph j. of this Note;</p>	
36	<p>輸出令別表第 1 9 の項関連</p> <p>6) 貨物等省令第八条第九号イ (十四) 1 及び 2 について 【意見】 下記の通り書き換えを希望します。 < 現行 > (十四) 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、次の 1 及び 2 に該当するもの又はこれらの部分品 1 設計を変更する前の民生用の携帯用電話機端末又は移動用電話機端末で本号へに該当するもの 2 設計を変更する前の民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末のデータの機密性確保のための暗号機能が、設計の変更による影響を受けないものであつて、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの</p> <p>< 変更案 1 > (十四) 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、次の 1 及び 2 に該当するもの又はこれらの部分品 1 設計を変更する前の<u>端末が</u>、本号へに該当するもの 2 設計を変更する前の<u>端末のデータの機密性確保のための暗号機能が</u>、設計の変更による影響を受けないものであつて、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの</p> <p>< 変更案 2 (上記の変更案 1 が不可の場合) > (十四) 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、次の 1 及び 2 に該当するもの又はこれらの部分品 1 設計を変更する前の、<u>民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末が</u>、本号へに該当するもの 2 設計を変更する前の、<u>民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末のデータの機密性確保のための暗号機能が</u>、設計の変更による影響を受けないものであつて、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの</p> <p>【理由】 < 変更案 1 > 貨物等省令第八条九号イ (十四) 1 と貨物等省令第八条九号イ (十四) 2 の対象が「民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末」であることが貨物等省令第八条九号イ (十四) から明らかのためです。 < 変更案 2 > 貨物等省令第八条九号イ (十四) 1 と貨物等省令第八条九号イ (十四) 2 の書きぶりを、貨物等省令第八条九号イ (十四) に合わせ、読みやすくするためです。</p>	<p>ご指摘を踏まえて「変更案 1」のとおり修正いたします。</p>
37	<p>【御意見】 包括許可取扱要領 II 特別一般包括許可 4 (1) ① ハ</p> <p>・意見内容 2項(33) (圧力計) を (ろ地域) において半導体製造装置向けに限り特別一般包括許可対象に規制緩和された件の質問となります。</p> <p>①中国にある半導体製造装置メーカー (以下A社と記載、外国ユーザーリスト掲載無し) からA社製の半導体製造装置組み込み用途として2項(33) 該当の圧力計を1回の取引で200台注文があった場合、特別一般包括を使用して輸出することは可能でしょうか? 問題がある場合は留意点をご教示ください。</p>	<p>① 特別一般包括許可証の使用に当たり、まずは貨物の数量や用途等の妥当性を踏まえながら取引の是非をご判断ください。 なお、取引内容が包括許可取扱要領の別表 3 の右欄 (許可条件の適用) の 2) ③ に掲げる条件に該当する場合、ストック販売のために特別一般包括許可証を用いることはできません。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>②2項(33)該当の圧力計は半導体製造装置に組み込んだ時点で費消と見做しても宜しいでしょうか？</p> <p>・理由 ① 注文台数によってストック販売に当たるかどうかの確認となります。 ② 2項(33)における費消の考え方の整理をさせていただきます。</p>	<p>② 包括許可取扱要領のⅡ4(1)①ハに記載のとおり、需要者(費消者)は半導体を製造する者となります。 このため、半導体装置メーカーが2項(33)であって貨物等省令第1条第38号に該当する圧力計を半導体製造装置に組み込むことは、費消になりません。</p>
38	<p>・意見内容 輸出令第7項(19)貨物等省令第6条第19号イ(二)：「1ナノメートル超15ナノメートル未満の光で使用するよう最適化したレジスト(EUVレジスト)」、同じくホ：「第十七号へ(二)に該当するインプリントリソグラフィ装置に使用するよう設計又は最適化したレジストであって熱可塑性又は光硬化性のもの(ナノインプリント(NIL)レジスト)」が</p> <p>「と地域③」に対して特別一般包括許可が使えなくなり、個別許可または特定包括許可取得が必要となる改定、及びその設計/製造技術となる外為令第7項(1)第19条1項第2号は「い地域①」、「と地域②」、「と地域③」とほぼ全域に対して特別一般包括許可が使えなくなり、個別許可または特定包括役務取引許可取得が必要となる改定に対して、必要書類や手続きの簡素化や、施行日を後ろにずらす等のご配慮のご検討をいただいただけると大変幸いです。</p> <p>・理由 今まで特別一般包括許可が使用できていた所が、個別許可や特定包括許可が必要となります。特に役務の方は「い地域①」、「と地域②」、「と地域③」も含むほぼ全域となるため、「い地域①」にある子会社や顧客等への技術提供もすべて許可取得が必要となり、多大な負荷となり、許可取得までに時間を要することも予想されます。特別一般包括許可が使えなくなった後と、個別許可取得の間にタイムラグが生じると、研究開発やサンプルワーク、供給に伴う技術提供等に支障をきたす可能性があるため、必要書類や手続きの簡素化や、施行日を後ろにずらす等のご配慮をいただいただけると大変ありがたい状況です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 (1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 (2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
39	<p>国際平和安全保障確保、機微技術流出防止、負担軽減・効率化を両立する方向性の取組には賛同する。意見記入者は法学部法律学科卒の人物である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>貨物等省令第6条第十七号ミ(二)2における分解能は、ウェハー上での電子線分解能と定義づけられています。 すなわち、電子銃(ガン)と開口(アパチャー)の組み合わせによって得られる分解能、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
41	<p>弊社では、従来、特別一般包括役務取引許可証を使用して、半導体関連部材に関する該当技術に関しても、取引先に対してタイムリーに技術的な説明を行ってまいりましたが、今回、包括許可取扱要領[別表B]の改正案では、一部項番において、特別一般包括許可が使用できなくなるとの認識しております。</p> <p>この変更に伴い、今後、該当技術を含む技術的な説明が行えない状況となれば、取引先も含めた事業への悪影響や、半導体業界全体への多大な影響が見込まれます。</p> <p>つきましては、一時的であっても、取引先に対する技術提供ができないことによる悪影響を回避するために、個別許可の取得を予定していますが、「個別許可を取得するための期間短縮」や「法改正の公布後、施行の期間に猶予を持たせる」等、個別許可が得られないことによって、技術が提供できない期間が生じることのないよう、影響の緩和策を講じていただければ大変助かりますので、ご検討よろしくお願いいたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 (1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 (2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
42	<p>(1) 今回の改正は、特にエレクトロニクス等の分野における製造装置類の輸出、およびそれらの設計又は製造に係る技術の提供に関しては、懸念のある用途・需要者に用いられる製品の製造に幅広く適用できるが故に、エンドユーザー・エンドユースの確認と管理を厳格化するために規制を強化するものであることは理解できます。</p> <p>しかしながら、半導体集積回路の製造用のマスク(省令第6条第17号の3)の設計又は製造に係る技術のうち、貨物としてのマスクと一対一で対応する「マスクのレイアウト設計データ、および最適化の加工を行った描画データ」の範疇のものに関しては、その個別のデータは、1種類の半導体集積回路を製造するために必要となる、異なる複数のマスク数十枚分に対応するデータであり、それらは特定の集積回路を完成するためにのみ必要となるものであって、これらのマスクデータを用いて他の集積回路の製造に応用するなどといったことは困難なものです。</p> <p>そのような性質の技術データの提供については、提供先の受託製造会社との契約で目的外使用は行わないこととしております。これを全ての仕向地に対して特一包括許可の適用外とすることになれば、個々に受注した多種類の半導体集積回路の製造用のマスクデータを高頻度で送信するという性格上、許可申請も受注品種や提供先に応じて多数必要となって手続きと維持管理の手間が増大することもさることながら、個別許可および特定包括許可の申請から許可までに数十日を要する現状では、そもそも要求される納期に対応できなくなる事例が多発する懸念があり、当業界の実務に重大な支障が生じるものとなります。</p> <p>「マスクのレイアウト設計データ及び描画データ」の提供に関する包括許可の適用範囲は、今回の改正案における当該貨物(マスク)の包括許可適用範囲と同等のもの(と地域3向けのみ特一包括適用不可)とする除外規定を設けることを要望いたします。</p>	<p>(1) いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>(2) 以下のような実務上の緩和措置を希望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め個別許可申請を行い施行日以降の輸出等に許可取得が間に合うようにするのに十分な日数だけ、施行日を後ろ倒しする ・ 個別許可および特定包括許可申請の手続きに必要な書類や申請の条件の緩和（提出書類の必須記載項目の簡素化、および、例えば特一包括許可適用による取引実績に加えて1回の個別許可を以て可とする等の、継続的な取引実績の要件の緩和） ・ 輸出等の期限までが短期間となる新規の受注にも対応できるよう、審査の迅速化を図る（特急対応を要する案件については、申請から許可までの日数を数日レベルに大幅短縮する等） 	<p>(2) 御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
43	<p>7項の一部貨物について、特別一般包括許可が適用できなくなり、特定包括許可のみ適用となるが、特定包括許可取得に時間がかかることが想定されます。</p> <p>LSIマスクは半導体製造工程の流れの一つに位置し、受注から短納期(最短24時間)で顧客へ製品を納めることがマスクビジネスの主要な特徴と言え、特定包括許可の申請から取得の期間輸出が行えなくなると、日本から輸出するマスク製造ビジネスというものが成立しなくなります。</p> <p>その為、公布の時点で許可申請を可能とし、施行までに特定包括許可の取得が可能となるよう配慮して頂きたい。</p> <p>例えば、公布から施行までの期間を最低でも6ヶ月程度あげる等</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
44	<p>今回の改正箇所ではありませんが、輸出令第5項(3)、貨物等省令第4条第三号について意見がございます。</p> <p>本省令では、芳香族ポリイミドの製品(フィルム、シート、テープ又はリボン状のもの)について規制されています。</p> <p>弊社では、静電気ノイズ等による機器の誤動作防止のために、縦横の寸法が数cm程度の銅の板金に、周囲との絶縁のためにポリイミドフィルムを貼り付けた部材を用いることが有ります。</p> <p>当然この部材は武器や兵器等の部分品に転用できるようなものではありませんが、現在の運用通達では「被覆」の解釈として、「片面のみに被覆する場合を含む。」</p> <p>「ラミネート」の解釈として、「対象物の上に一枚のフィルム、シート、テープ又はリボン状のものを貼り合わせる場合を含む。」と規定されています。</p> <p>これらの運用通達があるために、前述のノイズ対策部材のような、板金にポリイミドフィルムを貼り付けただけのものまで該当品となってしまいます。</p> <p>「被覆」や「ラミネート」の解釈はワッセナーアレンジメントの1.A.3には無いものですので、国内事業者の国際競争力確保のためにも、「被覆」と「ラミネート」についての運用通達の削除をお願いします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>特別返品包括許可の適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、包括の適用条件が「不具合・異品の返品、修理の為の輸出」のみですが、将来的に一部条件付きでも借用品の返品(顧客へのデモや展示会の為に借用した製品)も適用出来るように検討いただくと助かります。 <p>民生用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全保障貿易管理QA」には貨物等省令第8条に於ける「民生用途」と「特定の民生用途」に関する定義は記載されているが、輸出貿易管理令別表第1の1の項としての民生用には警察・消防等が含まれるのか否かの記載がないので、明確にしてほしい 	<p>「返品包括」について いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>「民生用途」について いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>現在特別一般包括許可を適用して輸出した貨物の内、一部の項番に掲げる貨物については、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければならないとされています。</p> <p>今回7項の改正案で特別一般包括許可適用から特定包括許可適用になった項番貨物を実績報告対象とすることで、今回の包括許可要領別表Aの改正(特別一般包括許可→特定包括許可)を行う必要はないと考えます。</p> <p>技術については現状も、特別一般包括役務取引許可を適用して提供した技術を報告していますので7項に関する包括許可要領別表Bの改正は必要ないと考えます。</p> <p>理由：今回改正の対象となった7項貨物については、と地域3の数社に対して、特別一般包括許可を適用し輸出した年間件数は約1,500件です。この件数全てを個別許可申請することは審査を行う経産省も含め現実的ではありません。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>[ご意見] 輸出令別表第1 7項(25)省令第6条第二十六号の解釈について</p> <p>・ 意見内容 輸出令別表第1 7項(25) 省令第6条第二十六号 「シリコン、シリコン酸化物、ゲルマニウム又はゲルマニウム酸化物であつて、次のいずれかを含むもの又はこれらの基板若しくはインゴット、ブール又はその他のプリフォーム」に示されているシリコンについて、シリコンスパッタリングターゲットやシリコンバルクウェハ、シリコン部品、シリコン酸化物部品など、省令から外れるものがあれば解釈を入れていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>・理由 改正案のままだとシリコンスパッタリングターゲットやシリコンバルクウェハを輸出の際には、全て判定することになり判定作業が煩雑になります。また、輸入したスパッタリングターゲットやバルクウェハの該非判定が困難で輸出できなくなる可能性があります。</p>	
48	<p>[ご意見] 輸出令別表第1 7項(24)省令第6条第二十五号の解釈について</p> <p>・意見内容 輸出令別表第1 7項(24) 省令第6条第二十五号 「シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化物又は塩化物であって、次のいずれかを含むもの」に示されているシリコンについて、シリコンスパッタリングターゲットやシリコンバルクウェハ、シリコン部品など、省令から外れるものがあれば解釈を入れていただきたい。</p> <p>・理由 改正案のままだとシリコンスパッタリングターゲットやシリコンバルクウェハを輸出の際には、全て判定することになり判定作業が煩雑になります。また、輸入したスパッタリングターゲットやバルクウェハの該非判定が困難で輸出できなくなる可能性があります。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
49	<p>[ご意見] 輸出令別表第1 7項(16)省令第6条第十七号ア(三)の算式について</p> <p>・意見内容 輸出令別表第1 7項(16) 省令第6条第十七号 ア(三) シリコン貫通電極を作るためのエッチングに用いるために設計した装置であって、次の全てに該当するもの(カ、ヨ、タ、ア(一)又はア(二)に該当するものを除く。) 1 シリコンのエッチング速度が一分につき七マイクロメートルを超えるもの 2 ウェハー内のエッチングの深さの不均一性が二パーセント以下のもの 3 シリコン貫通電極のアスペクト比が一〇以上のもの について、『不均一性の計算方法は幾つかあり一般的に±〇〇%と表記しています。』判定のための算式を補正に入れていただきたい。</p> <p>・理由 一般にエッチングでの不均一性の算式は、面内で測定したエッチングレートを使用して、以下の3通りとなるためです。 ①(最大値-最小値)÷(最大値+最小値)×100% ②(最大値-最小値)÷(平均値×2)×100% ③標準偏差÷平均値×100%</p>	<p>通達において、不均一性の解釈(深さの最大と最小の差を、深さの最大と最小の和で除して得た値をいう。)を明確化しました。</p>
50	<p>[ご意見] 輸出令別表第1 6項(10)省令第5条第十二号について</p> <p>・意見内容 「金属若しくは合金の部品を製造するために設計された積層造形装置用の設計であって、次のイからニまでの全てに該当するもの又はそのために特に設計された部分品」について、積層造形装置は、どこまで含まれますでしょうか。</p> <p>・理由 表面改質のような成膜装置も含まれるか確認をおこないたい。</p>	<p>当該省令等に規定しているとおりましたが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。)、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの い地域1 : 特定 と地域2(と地域3を除く。) : 特定 と地域3 : 特定 ち地域 :</p> <p>上記改正について、貨物と同様に下記の通り変更してほしい。 い地域1 : 特別一般 と地域2(と地域3を除く。) : 特別一般 と地域3 : 特定</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ち地域：</p> <p>又、今回の改正案では、い地域1である輸出令別表第3の地域やと地域2に該当するシンガポールや台湾についても特定包括許可の対象となった背景を教えてください。</p>	
52	<p>[ご意見] 現時点の「輸出令別表第一の9項」の「貨物等省令第八条第九号イ」の規制除外（十一）～（二十）で、『（十二）』と『（十六）』が削除。そして、規制除外の番号は前詰めに並替えとなる改正案についての意見です。</p> <p>[意見内容] 「貨物等省令第八条第九号イ」の規制除外『（十二）』と『（十六）』の規制文自身は運用通達に移動となることについては問題なしです。ただし、「貨物等省令第八条第九号イ」の『（十二）』と『（十六）』を削除する場合は、『削除』として番号を残し、規制番号が前詰めに並替えとならないようにしていただきたいです。</p> <p>※参考（今回のお願いに関する現時点の規制文面： ・『（十二） 暗号装置であって、銀行業務若しくは決済（料金の徴収及び精算又は割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る業務を含む。）に使用するように設計したもの又はその部分品』 ・『（十六） 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品』</p> <p>[意見理由] 過去に該非判定済の「規制除外の番号」と「規制除外の理由」が、改正後にズレることにより、輸出管理上で誤解を招く可能性と社内データ管理の不便さが増すためです。 ※誤解する例： 法令改正前は『（十六）』は『無線パーソナルエリアネットワーク』での規制場外だったのに、法令改正後は『（十六）』は『ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであって』に変わってしまうためです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>特定包括許可の申請条件として、「継続的な取引関係について直近1年間で輸出許可取得件数6件以上」とあります。通常は個別許可を対象としているかと思いますが、今回の改正により特定包括許可の申請を行いますので、特別一般包括許可を適用して輸出した件数についても、直近1年間の輸出許可取得件数6件以上に含めてもらいたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 （１）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 （２）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
54	<p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下、「運用通達」といいます。）別表A改正案及び別表第1の別紙の注における と地域② 及び と地域③ の組分け（以下、「当該組分け」といいます。）についてご教示ください。</p> <p>2022年12月6日施行の運用通達改正により当該組分けが制定されましたが、貴省安全保障貿易管理ウェブサイトの改正情報には、当時の改正は「国際輸出管理レジーム会合における合意等を受け」たものであった旨記載があり、当該組分けも国際輸出管理レジーム参加国によって規制されている仕向先を意識したものであると理解しております。</p> <p>他方で、輸出令別表第一7の項（16）に掲げる貨物であつて貨物等省令第6条第17号（中）に該当する半導体製造装置及びその部分品（以下、「当該装置」といいます。）は、と地域③を仕向先とする輸出の場合、特別一般包括許可では輸出することができなくなっております。例えばマレーシアは、と地域③に属するため、当該装置をマレーシア向けに輸出する場合には、特別一般包括許可を利用することができません。</p> <p>しかし、米国輸出管理規則（EAR）において当該装置に対応する「3B001.d」は、現在マレーシア向けには輸出許可申請の対象となっておらず、外為法において特別一般包括許可の利用が許容されていないことは、国際的な規制の平仄という観点から均衡を逸しているように思われます。貴省では、今後、当該組分けを見直す可能性があるのでしょうか？ 今回の改正で追加された半導体製造装置及びその部分品のリスト規制品目は合計44品目（貨物等省令第6条第17号ル～シ）にも及びますが、運用通達別表A改正案によると、その全てについて、仕向先と必要な許可の組み合わせは一律です。「貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。」（外為法47条）という理念のもと、輸出令別表第一7の項に関わる当該組分けをより細分化し、例えばマレーシア向け輸出については、特別一般包括許可の利用を許容すべきと思われませんが、貴省ご見解をお聞かせください。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
55	<p>LSIマスク(従来の7(17)第十七号ト・チで規制されている)の「と地域3」向けについて、特別一般包括許可が適用できなくなり、特定包括許可のみ適用となる件ですが、従来規制されているスペックではなく、高いスペックを限定して規制を行ってほしい。</p> <p>例えば米国EARの先端IC規制と同様に下記スペックのICに使用されるマスクに限定してほしい。</p> <p>(A) 非平面トランジスタアーキテクチャーを使用する又は16/14ナノメートル以下の製造技術ノードを使用するロジックIC</p> <p>(B) 128 層以上のNAND型メモリーIC</p> <p>(C) DRAM集積回路であって、以下の(i)又は(ii)にあたるもの：</p> <p>(i) メモリセルの面積が0.0019平方マイクロメートル未満のもの、又は</p> <p>(ii) 平方ミリメートルあたり0.288ギガビットを超えるメモリ密度のもの。</p> <p>理由：</p> <p>LSIマスクの規制は従来から7(17)第十七号ト・チで定められていたが、現在となつては、先端技術とは言えない比較的古かつ低いスペックの技術領域である。</p> <p>また、LSIマスクは半導体製造工程の流れの一つに位置し、受注から短納期(数日間レベル)で顧客へ製品を納めることがマスクビジネスの主要な特徴と言え、今回の包括許可要領別表Aの改正は、事実上、日本から輸出するマスク製造ビジネスというものが成立しないレベルの内容になる。日本のマスク製造ビジネスへのインパクトは大きく(「と地域3」へのビジネスは事実上大きな制限になる)、かつ日本以外の国での生産や、「と地域3」所属国内生産で容易に代替可能のため、規制の効果・有効性に乏しく、単純に世界の中で日本のマスク製造産業のみが打撃を受ける結果となる。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
56	<p>包括許可取扱要領の別表Bのフォトマスクの技術(貨物等省令第6条第17号の3の設計又は製造に係る技術)の規制範囲についての要望です。</p> <p>1. フォトマスクは、個々の半導体集積回路の製造に用いられる原版であって、特定の集積回路毎に、その各製造工程専用の異なる多数のマスクを用いて露光することで集積回路が完成するものです。</p> <p>フォトマスクの設計又は製造に係る技術であるマスク設計データ及び描画データも、同様に個別のフォトマスクに対応した個別の技術データであり、貨物としてのフォトマスクと一対一で対応するものです。</p> <p>これは、製造装置等の設計又は製造に係る技術のように、懸念先に一度流出してしまうと懸念用途も含む多様な目的のために汎用的に利用できてしまう、といった性質の技術ではありません。</p> <p>したがって、「マスクの設計又は製造に係る技術」のうち、業務上頻繁に海外への提供を行う「マスクの設計データ・描画データ」に関しては、貨物に準ずる技術データとして、実務上別扱いとする何らかの対策が必要であると考えます。</p> <p>これらのデータについてのエンドユーザー・エンドユース管理は、貨物と同様の管理が相応しく、フォトマスクの技術(役務)の包括許可の適用範囲については、フォトマスクの貨物と同様の適用範囲に定めていただくことが適切と考えます。</p> <p>もし、現状特一包括を適用できていたものが現状案の通り個別許可や特定包括許可による運用となれば、実務上の問題があり、役務の許可の単位の設定および過去実績の評価方法の点からフォトマスクにはそぐわないものであるだけでなく、許可取得手続きに日数を要し、必要な納期に間に合わない等の事業上の重大な支障を生じる可能性が高くなります。</p> <p>以上のことから、フォトマスクの設計データ・描画データの包括許可適用範囲については、貨物と同様のものとしていただけるよう、再考をお願いいたします。</p> <p>また、上記の中で許可申請と取得に関わる問題に対して、以下の対策を検討いただけますよう、お願いいたします。</p> <p>2. 申請から許可が下りるまでに日数がかかることを考慮し、施行日を延期する。</p> <p>3. 手続きに必要な条件を緩和する。(提出書類の記載簡素化、取引実績等の要件の緩和)</p> <p>4. 至急案件の審査を迅速化する。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
57	<p>「と地域3」の新規顧客と取引を開始する際、個別許可取得の実績を積むことなくすぐに特定包括許可の申請ができるようにしてほしい。</p> <p>理由：短納期現行ビジネスの新規取引の開始が出来なくなる。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
58	<p>海外の子会社に対し規制該当技術を特別一般包括許可を適用し提供していましたが、今回の改正案で特定包括許可のみ適用となります。</p> <p>日常的に打合せ等で技術の提供事案が発生しますので、一度個別許可を取得して提供した技術については、個別許可の有効期限以降についても提供を認めてもらいたい。</p> <p>又公布の時点で許可申請を可能とし、施行までに個別許可の取得が可能となるよう配慮して頂きたい。</p> <p>例えば、公布から施行までの期間を最低でも6ヶ月程度あける</p> <p>加えて、日本企業若しくはCPを届け出ている日本企業が議決権の過半数を有している企業(子会社)に対しては、免除規定を設けてほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
59	<p>[御意見]</p> <p>包括許可取扱要領〔別表B〕外為令別表の7の項(1)に掲げる技術について</p> <p>・意見内容</p> <p>包括許可取扱要領〔別表B〕外為令別表の7の項(1)に掲げる技術において、新たに特定包括に変更される箇所の影響が大きいため、包括区分の見直し及び施行期日の延長をお願いしたい。</p> <p>・理由</p> <p>包括許可の適用範囲区分について、ち地域の不適用を除いた全ての地域が「特定」とすることは、法の基本となる自由貿易を阻害しており、必要最小限の管理からも逸脱していると思われる。必要最小限の管理の観点から「い地域①」については、従来どおりの特別一般包括許可の適用をお願いしたい。</p> <p>また、輸出については、特別一般包括の適用範囲であるものの、関連する技術が特定包括許可となっている項番については、個別許可・特定包括許可を取得するまでは、貨物の取引に必要となり得る技術の適時な提供が出来なくなり、事業活動に大きな影響がでる。具体的には、新規製品の選定や既存製品の顧客の受け入れ不可が想定される。</p> <p>施行期日の延長については、新たに取得する個別許可の申請件数が二桁以上と予想されることに加え、本改正をシームレスに対応する必要があり、半年以上の延長をお願いしたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
60	<p>・意見内容</p> <p>今回の改正法令施行後、貨物等省令第6条第19号イに該当する貨物の設計又は製造に必要な技術の「い地域①」、「と地域②」、および「と地域③」への提供について、特別一般包括適用期間の延長等の措置をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>・理由</p> <p>改正法令施行後に個別許可申請をしてから許可証が交付されるまでの期間、これまで特別一般包括許可を適用して取引を行っていた地域への当該技術の提供を継続して行うことができなくなり、事業に影響を及ぼすため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
61	<p>[該当箇所] 包括許可取扱要領</p> <p>II 特別一般包括許可</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別一般包括の範囲①</p> <p>[意見内容]</p> <p>別表A、輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第38号イに該当するものについて、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出できる仕向地等が追加される。</p> <p>ここで要望として、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用できる条件を満たしている場合でも、個別許可を取得しての手続きを輸出者の選択により出来るようにして頂きたい。</p> <p>文面案：以下下線部</p> <p>4 特別一般包括の範囲</p> <p>① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。また、以下ハにおいては、<u>特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を受けている場合でも輸出注意事項24第18号における手続きにより許可を受けることができ、その場合、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は一時的に失効していたものとみなす。</u></p> <p>[理由]</p> <p>特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(以下、特別一般包括輸出許可)の適用による合理化を図って頂いていますが、通常の特別一般包括輸出許可の適用時には実施しない手続き(事前届出、誓約書入手、実績報告)の履行義務が課され、また通常の特別一般包括輸出許可の適用にはない条件を満たしているか注意が必要となっています。そのため、通常の特別一般包括輸出許可の適用と同様に簡略されたものという認識で実務を行うと、必要手続きの漏れが発生する懸念があります。そこで、従来どおりの個別許可による輸出も輸出者による選択により可能として、手続きは合理化されておらず厳格な手続きが必要であるという認識の下、漏れのない手続きができるような選択肢を追加して頂ければと思うものです。</p>	<p>事前届出を行った場合であっても個別申請は可能ですが、できるだけ特別一般包括許可を活用いただくようお願いします。</p>
62	<p>[該当箇所] 貨物等省令第8条第九号イ</p> <p>(十二)～(二十)(現行)</p> <p>[意見内容]</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>現行の(十二)、(十六)の削除(実質、運用通達へ移動)に伴い番号が繰上がることで変更となるが、番号を繰上げるのではなく、削除したものの番号を欠番として、番号が変更されないようにして頂きたい。</p> <p>例： (十二) 削除 (十六) 削除 (十二)～(二十)の番号に変更無し。</p> <p>[理由] 変更後の番号により該非判定を実施するものの、番号が変更されると、関連する該非判定関連の文書/様式等で改正前後における番号の照合確認に手間がかかり、照合漏れが生じる懸念があります。該非判定上の本質的な問題ではないですが、一方でワッセナーアレンジメントにおける対応する部分(5.A.2.)では、削除した項目[b, f : それぞれ(十二)(十六)に対応]を“Not used since 2023”とすることで、項目(アルファベット)の変更がないようにしており、貨物等省令もこれに倣うことを提案します。</p>	
63	<p>[該当箇所] 貨物等省令第7条第七号</p> <p>[意見内容] 「物理分析用又は化学分析用の機器用の制御装置やデータ処理装置、購入に制限を受けない大量市販品を除く」を追加いただきたい</p> <p>[理由] 貨物等省令第6条第一号ヨに該当する集積回路を搭載しているかどうかを全ての電子計算機で調査するのは、産業界にとって大きな負担である一方で、T P P 6000以上の機能を持つ集積回路は、かなりなハイスペックであると推察します。明らかに機能を満たさない、電子計算機を用途や販売態様など、電子計算機の専門技術者でなくても、調査対象電子計算機を識別できる指標を示すことで、産業界に不必要な負担を減らすことができます。 左記はその記載例ですが、上記趣旨を満たせば、左記の記載方法にこだわりません。</p>	<p>原案の条文により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
64	<p>【1】 現在特別一般包括許可を適用して輸出した貨物の内、一部の項番に掲げる貨物については、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければならないとされています。</p> <p>今回7項の改正案で特別一般包括許可適用から特定包括許可適用になった項番貨物を実績報告対象とすることで輸出先が明確になり、今回の包括許可要領別表Aの改正(特別一般包括許可→特定包括許可)を行う必要はないと考えます。 技術については現状も、特別一般包括役務取引許可を適用して提供した技術を報告していますので7項に関する包括許可要領別表Bの改正は必要ないと考えます。</p> <p>理由：今回改正の対象となった7項貨物について、弊社では、と地域③の数社に対して、特別一般包括許可を適用し輸出した年間件数は約1,500件です。この件数全てを個別許可申請することは審査を行う経産省も含め現実的ではありません。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
65	<p>【2】 7項の一部貨物について、特別一般包括許可が適用できなくなり、特定包括許可のみ適用となるが、特定包括許可取得に時間がかかることが想定されます。 LSIマスクは半導体製造工程の流れの一つに位置し、受注から短納期(最短24時間)で顧客へ製品を納めることがマスクビジネスの主要な特徴と言えます、特定包括許可の申請から取得の期間輸出が行えなくなると、日本から輸出するマスク製造ビジネスというものが成立しなくなります。 その為、公布の時点で許可申請を可能とし、施行までに特定包括許可の取得が可能となるよう配慮して頂きたい。 例えば、公布から施行までの期間を最低でも6ヶ月程度あける等</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 (1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 (2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
66	<p>【3】 特定包括許可の申請条件として、「継続的な取引関係について直近1年間で輸出許可取得件数6件以上」とあります。通常は個別許可を対象としているかと思いますが、今回の改正により特定包括許可の申請を行いますので、特別一般包括許可を適用して輸出した件数についても、直近1年間の輸出許可取得件数6件以上に含めてもらいたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 (1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 (2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
67	<p>【4】 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。)、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの い地域①：特定</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>と地域②（と地域③を除く。）：特定 と地域③：特定 ち地域：－</p> <p>上記改正について、貨物と同様に下記の通り変更してほしい。 い地域①：特別一般 と地域②（と地域③を除く。）：特別一般 と地域③：特定 ち地域：－</p> <p>又、今回の改正案では、い地域①である輸出令別表第3の地域やと地域②に該当するシンガポールや台湾についても特定包括許可の対象となる案を作成された背景を教えてください。</p>	
68	<p>【5】 海外の子会社に対し規制該当技術を特別一般包括許可を適用し提供していましたが、今回の改正案で特定包括許可のみ適用となります。日常的に打合せ等で技術の提供事案が発生しますので、一度個別許可を取得または特別一般包括許可を適用して提供した技術については、個別許可の有効期限または特別一般包括許可を適用できなくなった以降についても提供を認めてもらいたい。又公布の時点で許可申請を可能とし、施行までに個別許可の取得が可能となるよう配慮して頂きたい。</p> <p>例えば、公布から施行までの期間を最低でも6ヶ月程度あける 加えて、日本企業若しくはCPを届け出ている日本企業が議決権の過半数を有している企業（子会社）に対しては、免除規定を設けてほしい。規制該当技術を海外子会社に移転した背景・理由（1985年のプラザ合意から現在に至る予測不能な為替変動や、1995年の阪神淡路震災及び2011年の東日本震災を契機に生じた事業継続の必要性と顧客からの要求）を今一度思い返して頂きたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>（１）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>（２）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
69	<p>【6】 「と地域3」の新規顧客と取引を開始する際、個別許可取得の実績を積むことなくすぐに特定包括許可の申請ができるようにしてほしい。 理由：短納期現行ビジネスの新規取引の開始が出来なくなる。</p>	<p>いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
70	<p>【7】 LSIマスク（従来の7(17)第十七号ト・チで規制されている）の「と地域3」向けについて、特別一般包括許可が適用できなくなり、特定包括許可のみ適用となる件ですが、従来規制されているスペックではなく、高いスペックを限定して規制を行ってほしい。 例えば米国EARの先端IC規制と同様に下記スペックのICに使用されるマスクに限定してほしい。 (A) 非平面トランジスタアーキテクチャーを使用する又は16/14ナノメートル以下の製造技術ノードを使用するロジックIC (B) 128層以上のNAND型メモリーIC (C) DRAM集積回路であつて、以下の(i)又は(ii)にあたるもの： (i) メモリセルの面積が0.0019μm^2未満のもの、又は (ii) 平方ミリメートルあたり0.288ギガビットを超えるメモリ密度のもの。</p> <p>理由：LSIマスクの規制は従来から7(17)第十七号ト・チで定められていたが、現在となつては、先端技術とは言えない比較的古くかつ低いスペックの技術領域である。 また、LSIマスクは半導体製造工程の流れの一つに位置し、受注から短納期(最短24時間)で顧客へ製品を納めることがマスクビジネスの主要な特徴と言え、今回の包括許可要領別表Aの改正は、事実上、日本から輸出するマスク製造ビジネスというものが成立しないレベルの内容になる。日本のマスク製造ビジネスへのインパクトは大きく（「と地域3」へのビジネスは事実上大きな制限になる）、かつ日本以外の国での生産や、「と地域3」所属国内生産で容易に代替可能のため、規制の効果・有効性に乏しく、単純に世界の中で日本のマスク製造産業のみが打撃を受ける結果となる。</p>	<p>いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
71	<p>経済産業省 省令 第五条 十二 イ につきまして、 改正案だと（一）レーザー （二）電子ビーム （三）電気放電 が挙げられております。</p> <p>JIS B 9441 付加製造（AM）一用語及び基本的概念 を参照しますと次のようにカテゴライズされております。</p> <p>3. 2 プロセスカテゴリ 3. 2. 1 バインダジェット（BJT） 3. 2. 2 指向性エネルギー堆積（DED） 3. 2. 3 材料押出（MEX）</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>3. 2. 5 パウダーベッドフュージョン (PBF)</p> <p>今回の改正案では、上記のBJTとMEXが対象外となります。 高強度部品の成型に適したプロセスではありませんが、 カテゴリはJIS等と整合している方が望ましいのではないかと考えます。</p>	
72	<p>1. 外為令別表の6の(6)</p> <p>【意見】 「被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術」を「セラミックの複合材料を被覆するための設計又は製造に係る技術」とする。</p> <p>【理由】 「セラミック複合材料」の設計又は製造に係る技術なのか、「被覆」の設計又は製造に係る技術なのか曖昧であるため、貨物等省令第18条第6項(コーティングシステムの設計又は製造に係る技術)との整合性を測るため、「<u>セラミックの複合材料を被覆するため</u>」とすることが適当であると考えます。</p>	<p>外為令別表に規定する技術は、「特定の種類の貨物」を規定する必要があるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
73	<p>1. 貨物等省令第5条第十二号ロ</p> <p>【意見】 ロを次のようにする。 ロ 次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの (一) 不活性ガス (二) 100パスカル以下の<u>真空</u> ↓ ロ 次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの (一) 不活性ガスに<u>満たされた密閉環境</u> (二) 100パスカル以下の<u>密閉環境</u></p> <p>2</p> <p>【理由】 各号が規定するプロセス環境をより明確化するため、上記の修文を提案するものです。</p>	<p>原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
74	<p>2. 貨物等省令第18条第6項</p> <p>【意見】 「外為令別表の6の項(6)の経済産業省令で定める技術は、次の各号に該当するコーティング システムの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)とする。」は、 「次の各号の<u>全て</u>に該当するコーティングシステムの設計又は製造に<u>必要な</u>技術(プログラムを除く。)とする。」に変更願いたい。</p> <p>【理由】 各号のすべてに該当するものが規制されることを明確化するためです。また、「係る技術」では必要以上に規制範囲が広く解釈される恐れがあります。「必要な技術」が適切なのではないかと考えます</p>	<p>御指摘踏まえて「次の各号の全てに該当する」と修正します。 また、本規制の対象は「係る技術」とさせていただきます。</p>
75	<p>3. 貨物等省令第6条第一号チ</p> <p>【質問及び意見】 新設された貨物等省令第6条1号ヨ(先端コンピューティング IC 規制)を除いている理由、また、ヨ以外のもので具体的に想定されるものは何か。 もし、具体的には想定されているものがないのであれば、チの削除を検討していただきたい。</p> <p>【理由】 新設となった先端コンピューティング IC 規制である貨物等省令第6条1号ヨは、その規制内容からニューラルネットワーク IC の代替えと解釈することが適切です。 (参考) : EAR においても ECCN 3A090 の新設と同時に 3A001.a.9 を削除しています。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
76	<p>4. 貨物等省令第6条第一号ヨ</p> <p>【意見】 (一)～(四)が OR 条件で結合するようなロジックで規制条文となっています。このうち、(一) (二) (三)は互いに独立した事象であるものの、(四)は(一) (二) (三)の数値を加算したもので判断する規定ぶりとなっています。このため、論理的にみると(一) (二) (三)の論理和となり、(一) (二) (三)と重複するものと考えられます。(四)のみでよいのではないかと見受けられます。</p> <p>① 日本のコンピュータメーカーは、現在、自前での当該プロセッサの設計・製造は実施しておらず、主に米国メーカー製の製品を購入し組み込</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方										
	<p>むことにより自社製品を実装しています。</p> <p>このため、該非判定に関しても、米国メーカーから得られる該非判定の情報を、メーカーが開示している技術資料、業界のデファクトスタンダードのベンチマークプログラムによる性能の測定結果等と照合し、妥当性を確認したうえで、自社が日本から輸出する際の許可要否を判断しているのが実情です。米国 EAR 等の規制で用いられている規制尺度、規制値と整合がとれていないと、日本のメーカーが該非判定に必要な正確な情報の開示を米国メーカーに要請した場合に、米国メーカーが当該情報を日本のメーカーに開示しなければならない背景の理解が得られずらくなり、必要な情報を入手するために、多大な工数と時間を要する可能性があります。このため、米国 EAR の規制尺度、規制値との概念的な整合がとれるようご配慮ください。</p> <p>② 貨物等省令 6 条1 号において、「他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が」と記載されている一方、運用通達の用語の解釈の合計処理性能(TPP)では、「総計双方向転送レートの総計値」として別の用語で記載されているように見受けられます。</p> <p>③ 貨物等省令第 6 条第一号ヨにおいて、「デジタルプロセッサユニット」「アナログ基本演算ユニット」という用語が用いられている一方、運用通達の用語の解釈においては、特段の定義が記載されていないように見受けられます。当該用語が何を指しているのかが明確ではないため、具体的な解釈を記載いただくようお願いいたします。特に、「アナログ基本演算ユニット」は、「アナログ」という用語が用いられており、デジタル回路の機能を実現するための回路の一部に回路のアナログ的な性質を用いているものの、全体としてはデジタルの回路であり、従前から法令にて定められている「アナログコンピュータ」でいうところの「アナログ」とは概念が異なっているものと考えられます。このため、明確化のため、具体的な定義を記載いただく必要があるものと思われま。</p> <p>④合計処理性能(TPP)に関して、</p> <p>「アナログ基本演算ユニット」に関しては、業界の標準は INT8 ですが、1, 4, 16 ビットの他のバリエーションも存在しており、業界でのデファクトの計算の仕方が必ずしも統一されているということでもないように見受けられます。他のデジタルの回路と同様に、演算ビット長にオペレーション毎秒(TOPS)を乗ずる算出方法と表現していただくのが妥当であるものと見受けられます。また、全般的に、TPP の算出の仕方に曖昧な点が残るため、加重最高性能の説明と同程度に具体的に算出方法を記載いただくのがよいものと思われま。</p>											
77	<p>5. 貨物等省令第 6 条第十七号</p> <p>【意見】 柱書きの部分を次の下線を追加する。 「<u>半導体素子、・・・、若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品</u>」</p> <p>【理由】 改正漏れであると思われま。</p> <p>6. 貨物等省令第 6 条第十七号、十七号の二、第十七号の三</p> <p>【質問】 今般の改正案において政令と省令の対応関係は以下のとおりと理解してよいか。</p> <table border="1" data-bbox="201 1612 1110 1797"> <thead> <tr> <th>貨物等省令 (第 6 条)</th> <th>対応する政令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十七号</td> <td>7 の項 (1 6)</td> </tr> <tr> <td>新第十七号の二 (*部分品・附属品規定なし)</td> <td>7 の項 (1 6)</td> </tr> <tr> <td>新第十七号の三</td> <td>7 の項 (1 7)</td> </tr> <tr> <td>新第十七号の四</td> <td>7 の項 (1 7 の 2)</td> </tr> </tbody> </table>	貨物等省令 (第 6 条)	対応する政令	第十七号	7 の項 (1 6)	新第十七号の二 (*部分品・附属品規定なし)	7 の項 (1 6)	新第十七号の三	7 の項 (1 7)	新第十七号の四	7 の項 (1 7 の 2)	<p>御指摘のとおり修正します。 また、政令との関係はご理解のとおりです。</p>
貨物等省令 (第 6 条)	対応する政令											
第十七号	7 の項 (1 6)											
新第十七号の二 (*部分品・附属品規定なし)	7 の項 (1 6)											
新第十七号の三	7 の項 (1 7)											
新第十七号の四	7 の項 (1 7 の 2)											
78	<p>7. 貨物等省令第 6 条第十七号タ、コ、ア等</p> <p>【意見】 省令第 6 条第十七号タ、コ、ア等にある「高周波」について、具体的な周波数帯域 (数値等) をご教示いただきたい。</p>	<p>ここでいう高周波とは、プラズマを発生するのに必要な周波数帯域のことをいいます。なお、プラズマを発生させる際には、13.56MHz の周波数帯を利用することが多いのですが、この周波数帯が高周波数に含まれます。</p>										

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>【理由】 定義が不明確であるためです。</p>	
79	<p>8. 貨物等省令第十七号の三（一部解釈含む。） 【意見】 原案の下線部を、次のように修正・削除する。</p> <p>1) 省令原案</p> <p>イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品 <u>（ホに掲げるものを除く。）</u></p> <p>ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イ又はニに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又は<u>その部分品若しくは附属装置</u></p> <p>ハ インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又は<u>その部分品若しくは附属装置</u></p> <p>ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品 <u>（ホに掲げるものを除く。）</u></p> <p>ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものの</p> <p>2) 運用通達： 「貨物等省令第6条第十七号の三ニに該当するマスク又はレチクル」ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。</p> <p>修正案</p> <p>1) 省令</p> <p>イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品 <u>（ホに掲げるものを除く。）</u></p> <p>ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又は <u>これらの部分品若しくは附属品</u></p> <p>ハ インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又は <u>これらの部分品若しくは附属品</u></p> <p>ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品 <u>（ホに掲げるものを除く。）</u></p> <p>ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものの <u>（イ及びニに掲げるものを除く。）</u></p> <p>2) 運用通達：「貨物等省令第6条第十七号の三に該当するマスク又はレチクル」</p> <p>【理由】 ・「イ」「ニ」の（ホに掲げるものを除く。）： ペリクルはマスク又はレチクルの附属品の認識です。「イ」「ニ」に対して「ホ」（EUV ペリクル）の除外規定を設けると、「イ」に該当するマスク（「ニ」には非該当の EUV マスク、例えば「次号に該当するマスクブランク」を使っていないマスク）に、「ホ」に該当するペリクルを装着したマスクは、マスクとして「イ」と、ペリクルとして「ホ」の二重に該当することになります。よって「ホ」に除外規定を設けた修正案を提</p>	<p>ご指摘を踏まえて「附属装置」を「附属品」に修正し、ロに規定する「又はニ」を削除します。 その他いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通達の新設「貨物等省令第6条第十七号の三ニに該当するマスク又はレチクル」： 解釈の（ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。）は、「ニ」に限定したものではないため、誤解が生じないよう第十七号の三のマスク全体にかかるように修正案を提案いたします。 ・「ロ」「ハ」の「付属装置」： 第十七号の三の柱書「集積回路の製造用のマスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの」では、付属装置は規定しておらず、附属品を対象としているため、附属品として修正案を提案いたします。 ・「ロ」「ハ」の「その部分品」： 「マスク又はレチクル」と「多層マスクやテンプレート」で使い分けたかと存じますが、「イ」「ニ」の「これらの部分品」との違いから、混乱が生じる可能性があるため、「これらの部分品」と統一する修正案を提案いたします。 ・「ロ」の除外規定（イ又はニに該当するもの・・・）： 除外した「ニ」は反射型の EUV マスクであり、透過型の位相シフトマスクである「ロ」と重複することが無いため、修正案を提案いたします。 	
80	<p>9. 貨物等省令第7条第七号 【意見】 貨物等省令第7条第七号は「電子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であつて、前条第一号ヨ（新設）に該当する集積回路を一つ以上有するもの」と規定されるが、例えば、第6条第一号ヨの集積回路を組み込んだ電子計算機であつて、当該集積回路が分離しがたい状態、あるいは主要な要素になっていない場合であれば、8の項の判定だけ、そうでない場合は7の項と8の項の双方に該当するかどうかの判定が必要と考えるてよいか。</p> <p>【理由】 貨物等省令第7条第七号の当該集積回路について、運用通達 1 1-1(7)(イ)の適用可否を明確にしたいためです。</p>	ご理解のとおりです。
81	<p>10. 貨物等省令第20条第1項第一号、第二号 【意見】 貨物等省令 20 条1 項第一号、第二号で規制される貨物等省令第7条第七号に該当するものの使用に必要な技術及びプログラムの使用に必要な技術は、除外していただきたい。</p> <p>【理由】 日本の産業界において、貨物等省令 7 条第七号で該非判定を行う貨物の技術として、米国 N 社製 GPU カードを効率よく使用するためのドキュメント等が N 社から各メーカーに提供されます。 N 社によるそのドキュメントの EAR 判定結果は、EAR99 です。 EAR においては、GPU カード(ECCN=4A090.a)に対する技術は、ECCN=4E001 や4D001 で規定されていますが、使用に必要な技術は除外されているため、EAR99 と判定しているものと想定できます。</p> <p>輸出管理規制においては、レベルプレイングフィールドが基本原則であり、経済産業省におかれても同様のスタンスに立って制度運用をされてきたものと理解しています。 今回の改正案のように、日本独自の規制による運用は、レベルプレイングフィールドの点で大きな影響を受け、グローバルビジネス展開の上でも支障が生じてしまいます。 具体的には、N 社製 GPU カードを使用した海外との共同研究開発、海外への開発委託を行う際、N 社製のドキュメントを提供する必要がありますが、改正案が施行されると、それら一つ一つの取引毎に経済産業大臣の個別許可が必要となり、日本だけが手続き的なコストの負担を強いられ、日本の産業界の国際競争力を減退させるものと考えます。 更に日本政府が掲げる統合イノベーション戦略 2024 の強化方策の「AI のイノベーションと AI によるイノベーションの加速」を疎外するものとなります。</p>	<p>今般の輸出管理品目の改正は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。 この措置は国際的にも調和のとれたものであるものと認識しています。 御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
82	<p>1 1. 貨物等省令第8条第九号イ 【意見】 (十一) 1の一から、イ、ロ、ハは削られることによって、規制対象外の範囲が拡大したのか否か、現行の範囲と改正後の範囲についてご教示いただきたい。</p> <p>【理由】 現行は「次のいずれかに該当するもの」としてイ、ロ、ハが列挙されていますが、ハは「(十二) から (十六) までに該当するもの」となっています。改正条文では「本号イに該当しない装置又はシステム」となっていて、(十二) から (十八) までの全てを包含しており、つまりは現行よりは範囲が拡大していると想定されるためです。</p>	<p>規制の範囲は変更なく、明確化の修正を行ったものとなります。</p>
83	<p>1 2. 貨物等省令第8条第九号イ (十四) 【意見】 現行のイ(十五)では、本号へに該当する端末の要件がなく、仮に未市販の端末(本号へ(一)1を満たさず、本号へに非該当)を設計変更していた場合でも、その他のイ(十五)の要件を満たせばイ(十五)を適用して非該当と該非判定できるが、改正後は、イ(十四)の「本号へに該当する端末」という要件を満たす必要があるため、前述のように未市販の端末を使用していた場合はイ(十四)を適用して非該当とすることができないという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
84	<p>1 3. 貨物等省令第8条第九号イ (十八) 二ロ 【意見】 冒頭の「<u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>」を「<u>データの機密性確保のための暗号機能</u>」とする。</p> <p>【理由】 今般の改正案の対象ではありませんが、WAとの整合性を確保するため。WAでは'cryptography for data confidentiality'となっており、他の改正箇所でも「<u>データの機密性確保のための暗号機能</u>」という表現が使われています。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
85	<p>1 4. 貨物等省令第8条第十一号 【意見】 「暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、<u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの」の「<u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>」は「<u>データの機密性確保のための暗号機能</u>」とするべき。</p> <p>【理由】 今般の改正案の対象ではありませんが、WAとの整合性を確保するためです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
86	<p>1 5. 「重要・新興技術関連品目」とそれ以外の品目の区別 【意見】 本改正により「重要・新興技術関連品目」として新たに追加される品目と、従来から規制されておいた品目（「重要・新興技術関連品目」としては規制されていなかったもの）とでは該当項番号が異なる（項番号の括弧番号レベルで番号が異なる）ようにしていただきたい。該当項番号を表すNAC CSコードが同一となり輸出申告データの作成に特一包括の適用可否が該当項番号のみで識別できなくなるため。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
87	<p>包括許可取扱要領 1. IV 特別返品等包括許可 4. 特別返品等包括許可の範囲 【意見】 改正案では、許可取得の要件を緩和していただきありがとうございます。 令和6年に追加していただいた貨物の不具合にかかる役務取引と合わせ、より合理的な制度になったものと考えますが、次の貨物、技術についても追加していただければと、さらに使い勝手のよい制度になるものと考えます。</p> <p>①調査、分析のために本邦に貸与された機器の返送 輸入調達品に不具合が発生した場合、外国企業から調査、分析のための機器を一時的に輸入することがあります。当該機器の所有者は輸出した</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>外国企業であり、返送により安全保障上の新たな懸念が生じるものではありません。なお、外国企業としてもこのような機器に余分はなく、早期の返却を必要とするものです。</p> <p>②定期的な校正のための機器の一時的な輸出 防衛省に納入している装備品については、輸出した外国企業での定期的な校正、整備が必要なものがあります。校正などされた機器は本邦に返却されるため、返送により安全保障上の新たな懸念が生じるものではありません。</p> <p>③①、②に関連して発生する取り扱い説明書や検査成績書等の役務提供</p> <p>以上、①から③は、防衛力の維持に欠かせないものでもありますので、今回の改正に合わせて、追加していただきたくよろしくお願いいたします</p>	
88	<p>包括許可取扱要領 2. 「り地域」を仕向け地とする移設検知装置が搭載された工作機械を特別一般包括許可の対象とすることについて</p> <p>【意見】 (1) 包括許可取扱要領内の「特別一般包括許可・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の（14）にて、「次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣届け出ることが必要とされる。①輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）を、「り地域」に輸出する場合」と記載されております。</p> <p>また、「許可条件の適用」として、届出は、様式第14によるものとする。」との記載があります。</p> <p>一方、現行の包括許可取扱要領の（15）（法令改正後は（16）にスライド）では「前々項の届け出を行った場合、14日間を経過した後に届出と同一の輸入者（買主及び荷受人を言う。）、需要者及び装置納入先に対して、再度、輸出を行う際は、経済産業大臣に届け出ることは不要とする」との記載があります。</p> <p>それらを踏まえ、質問がありますので、お答えくださいますようお願いいたします。</p> <p>Q1. 同一の需要者に対して特別一般包括許可を用いて2項（12）に該当する工作機械を輸出する場合、2回目以降の届け出は不要、と理解していますが、この場合、期限なく届出書は不要になるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>Q2. 「2回目以降の届け出が不要になる」との記載がありますが、同一の需要者でも社名変更等、「2回目以降の届け出が必要になる場合」をご教示いただきたく存じます。</p> <p>Q3. 当該条文は移設検知装置を搭載したものに限る、とのことですが、当該機に移設検知装置が搭載されている事を証明する必要がありますでしょうか？ もし、証明する必要があるとすれば、当該機に移設検知装置が搭載されている事実を担保する資料等を用意することになりますでしょうか？</p> <p>Q4. 様式第14の提出書の提出方法と提出先をご教示いただきたく存じます。提出方法がe-mailもしくは郵送の場合は、その提出先も合わせてご教示いただきたく存じます。</p> <p>Q5. 「届け出を行った場合、14日間を経過した後」とは、土日を含んだ14日との理解でよろしいでしょうか？また、届け出者側からわかる起算日をご教示いただきたく存じます。</p> <p>Q6. 受理番号等は提出後に付与されるとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>Q7. またその番号等は税関申告時にも提示が必要になりますでしょうか？</p> <p>(2) ・ホームページ Q&A の追加について 「り地域」を仕向け地とする移設検知装置が搭載された工作機械を包括許可の対象とすることについて、「6. 特別一般包括許可・特定包括許可（半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化関係）」と同様に、工作機械を扱う立場から見た Q&A の追加を希望いたします。</p>	<p>(1) 1) 期限はありません。</p> <p>2) 現行の半導体製造用ポンプ・バルブ等と基本的には同じ運用になりますので以下のQ&Aを参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ganda20_new.html#%EF%BC%96</p> <p>3) 必要ありません。</p> <p>4) 施行までにHPにて周知いたします。</p> <p>5) 施行までにHPにて周知いたします。</p> <p>6) ご理解のとおりです。</p> <p>7) 求められた場合に提示できるようにしておいてください。</p> <p>(2) 移設検知装置付き工作機械についてもQ&Aを当省HPに追加します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
89	<p>包括許可取扱要領 3. 包括マトリクス7の項 【意見】 (1) 貨物の包括マトリクス原案の下線部を、次のように修正することを提案する。</p> <p>原案 輸出令別表第1の7の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3に該当するもの い地域①：特別一般、一般 と地域②(と地域③を除く。)：特別一般 と地域③：特定 ち地域：－</p> <p>修正案 1) 輸出令別表第1の7の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの い地域①：特別一般、一般 と地域②(と地域③を除く。)：特別一般 と地域③：特別一般 ち地域：－</p> <p>2) 輸出令別表第1の7の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3ニ又はホに該当するもの い地域①：特別一般、一般 と地域②(と地域③を除く。)：特別一般 と地域③：特定 ち地域：－</p> <p>(2) 役務包括マトリクス原案の下線部を、次のように修正することを提案する。</p> <p>原案 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。)、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはハルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの い地域①：特定 と地域②(と地域③を除く。)：特定 と地域③：特定 ち地域：－</p> <p>修正案： 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。)、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはハルからシまで、第17号の2、第17号の3ニ若しくはホ、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの い地域①：特定 と地域②(と地域③を除く。)：特定と地域③：特定 ち地域：－</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>【理由】 現行のマスク又はレチクルの規制（第十七号ト、チ、リ）を、原案の新設 EUV マスク規制と合わせて、第十七号の三に移動させたことにより、現行の省令第6条第十七号ト、チ、リが「貨物包括マトリクス」では「と地域③」で、「特定包括」許可の対象になっていません。</p> <p>また、「役務包括マトリクス」では「い地域①」、「と地域②」、「と地域③」が「特定包括」の対象となっております。</p> <p>現行の第十七号ト、チ、リは、今回の改正の趣旨である「重要・新興技術関連品目」ではないという認識ですので、現行の「特別一般」が維持されるよう修正をお願いいたします。</p> <p>現行の第十七号ト、チ、リは、少なくとも15年以上前からリスト規制品目として規定されておりますが、その間は「特別一般包括許可」の対象でした。国際的な協調や Foreign Availabilityの観点からも今回の改正で包括許可要領を変更する理由がわかりません。（米国輸出管理規則 EARでは、§744.23 “Supercomputer,” “advanced-node integrated circuits,” and semiconductor の(4)Semiconductor manufacturing equipment (SME) and “components,” “assemblies,” and “accessories.” のカントリーグループ D:5 向け規制でも、3B001.g, h は除外されております。）</p> <p>また、中国では第十七号チに該当するマスクは少なくとも15年以上前から製造されております。マスクは非常に短納期であり、日本の産業の競争力が低下します。</p>	
90	<p>包括許可取扱要領 4. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項（1）に掲げる技術」</p> <p>【意見】 原案の下線部を以下のように修正することを提案する。</p> <p>【原案】 輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、<u>（19）</u>、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ<u>（2）</u>から（4）まで若しくはルからシまで、<u>第17号の2、第17号の3、第17号の4</u>、第18号の2、<u>第19号イ若しくはホ</u>、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの</p> <p>【修正案】 輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、（19）、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ<u>（4）</u>まで若しくはルからミまで、第17号の2<u>ロ</u>、第17号の3<u>ニ</u>、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの</p> <p>【理由】 「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目（貨物等省令第6条第17号へ（2）（3）等）も取り扱いが強化されているため、再考をお願いいたします。</p> <p>【補足】 LPF の観点からも、例えば、現行の貨物等省令第6条第17号へ（2）の設計・製造に必要な技術は、米国輸出管理規則 EAR において、3B001.f.2 の設計・製造に必要な技術（3E001）にあたりますが、一部国・地域・EL 掲載者向けを除いては、規制に変更はなく、引き続き許可例外も適用可能との認識です。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
91	<p>包括許可取扱要領 5. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項（2）に掲げる技術」</p> <p>【意見】 原案の下線部を以下のように修正することを提案する。</p> <p>【原案】 外為令別表の7の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの（輸出令別表第1の7の項（16）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第<u>17号へ（2）</u>から（4）又はルからシまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）</p> <p>【修正案】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)又はルからミまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)</p> <p>【理由】 「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目(貨物等省令第6条第17号へ(2)(3)等)も取り扱いが強化されているため、再考をお願いいたします。</p> <p>【補足】 LPFの観点からも、例えば貨物等省令第6条第17号シ(米国輸出管理規則EARにおける3B993.q.2)を使用するためのプログラムは、米国輸出管理規則EARにおいて規制されていないとの認識のため(3D993は3B993の設計・製造のためのプログラムを規制)、規制見直しをお願いします。</p>	
92	<p>包括許可取扱要領</p> <p>6. 包括許可マトリクス「別表A」7の項「輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物」</p> <p>【意見】 「輸出令別表第一 第7項(16)、省令第6条第17号へ(3)」に該当する電子ビームマスク描画装置の本体及び部分品を「と地域③」に輸出するにあたって、現在は特別一般包括許可証が使用できるが、改正案では特別一般包括許可証が適用できません。 現行どおり、特別一般包括許可証での輸出を継続できるようにご配慮いただきたい。</p> <p>【理由】 電子ビームマスク描画装置は、フォトマスク(半導体回路の原板)を製造する装置です。 電子ビームマスク描画装置は、省令第6条第17号へ(4)に該当する電子ビーム直接描画装置とは異なり、ウエハーに直接電子ビームを照射して半導体素子や集積回路を製造することはできません。フォトマスクに電子ビームを照射して半導体回路を描画するには長時間を要します。 長時間故に、不具合発生時は、フォトマスクの製造を止める時間をできる限り短くするため、緊急対応、必要部品等の迅速な出荷が要求されます。 今後、個別輸出許可による出荷に移行すると、緊急対応、短期間での出荷が困難になり、ユーザー、装置供給メーカー/サービス会社、共に大打撃を受けることが予想されます。また、特定包括許可証の取得にも時間を要することが懸念されます。 したがって、現行通り特別一般包括許可での輸出を継続できるよう要望いたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
93	<p>包括許可取扱要領</p> <p>7. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項(3)に掲げる技術」</p> <p>【意見】 [別表B]案について、「外為令別表の7の項(3)の貨物等省令第19条第3項第7号から第11号までのいずれかに該当するもの」の包括許可利用が「い地域①、と地域②(と地域③を除く。)、と地域③」について、全て、「特定」包括のみの使用許可となっていますが、今回案で追加された第9号から第11号までの技術に関しては、い地域①向けの「特別一般、一般」包括の適用をお願いしたい。</p> <p>【理由】 本案で追加された第9号から第11号の規制は、2024年12月31日施行の米国EAR[Docket No. 241126-0302]の追加規制とその技術内容を同じくするものと受け止めております。 第9号: EAR ECCN no. 3D992.b に相当 第10号: EAR ECCN no. 3D993.b に相当 第11号: EAR ECCN no. 3D993.c に相当 今回の「包括許可取扱要領」改正案では上記第9号から第11号までが、「特定」包括のみの使用許可となっており、實際上、<u>全地域仕向対象で個別許可を要する規制</u>となっています。 当該技術のEAR規制においては、下記基準での規制となっております。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>◇3D992.b は Country Group D:5 国及びマカオへの輸出に対して米国商務省の許可必要。</p> <p>◇3D993.b は Entity List 脚注5企業（中国本土の企業のみ指定されている状況）への輸出に対して米国商務省の許可必要。</p> <p>◇3D993.c は Entity List 脚注5企業（中国本土の企業のみ指定されている状況）への輸出に対して米国商務省の許可必要。</p> <p>以上より、「包括許可取扱要領」改正案と現行 EAR 規制では規制レベルの乖離が大きく、日本企業においてより厳しいものとなっていると理解しています。</p> <p>この点、両法規の構造上の違いもあり、全く同等レベルすることは大変困難であるにせよ、レベルプレイングフィールドの観点で、極力そうした差異は縮小頂く検討をお願いいたします。</p>	
94	<p>包括許可取扱要領</p> <p>8. 「重要・新興技術関連品目」の扱い</p> <p>【意見】</p> <p>「重要・新興技術関連品目」は、より厳格な管理（WAのSLレベル）が要求されているが、現行のWAでBLレベルであっても、今般の改正案では同じ貨物等省令であれば、SL並の厳格な管理が要求されている。</p> <p>たとえば、マスク、レチクルは、現行は貨物等省令第6条第十七号のト、チ、リは、「ち地域」以外は「特別一般」が適用できますが、改正案では「貨物等省令第6条第十七号の三」は「と地域③」は「特定」になっている。</p> <p>（提出書類通達の別表2の付表2の改正にも反映されている。）こうした例は他にもあるが、この規制強化の理由はなにか。</p> <p>【理由】</p> <p>「重要・新興技術関連品目」については、その規制のレベルは政府の裁量の範囲であるのは理解しますが、現行規制におけるレジーム以上の規制強化は従来の政府の方針を逸脱しているのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今般の輸出管理品目の改正は、国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に実施するものです。</p>
95	<p>包括許可取扱要領</p> <p>9. 包括許可取扱要領</p> <p>VII 申請書類の記載方法等</p> <p>1 申請関係書類等の記載要領</p> <p>（8）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の2）</p> <p>（9）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の3）</p> <p>2 実績の報告等</p> <p>（2）特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5）</p> <p>② 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の2）</p> <p>③ 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の3）</p> <p>【意見】 様式第14の2と様式第14の3、様式第18の2と様式第18の3、の様式および提出を統合・一本化する</p> <p>【理由】 半導体製造装置メーカーとしては、それぞれに該当する貨物の買主/荷受人/需要者/最終用途はほぼ同一であり、同じ届出内容を毎回二度に分けて提出することになってしまいます。 また、提出先につきましてもおそらく現在の個別審査担当窓口と同様になると思われ、手続き管を理の合理化にもつながると思われ。</p>	
96	<p>包括許可取扱要領 10. 経過措置 【意見】 特別一般包括から特定包括に包括範囲が変更される貨物、役務で、施行前に契約がなされ、納期が施行日以降である場合、改正政省令等の施行前でも個別許可申請ができることを、公布の際に明示いただきたい。</p> <p>【理由】 特定包括許可の申請要件は、特別一般包括許可に比べて厳しくて、簡単に切り替えができず、したがって個別許可申請をすることになりますが、契約を遵守するためにも、施行前での申請ができることが必要であると考えています。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 （1）一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 （2）特定包括許可の取得要件の緩和。</p>
97	<p>提出書類通達 1. 「包括許可取扱要領」の別表Bに対応した提出書類通達の別表2の付表2 【意見】 包括許可取扱要領の別表Bの外為令別表の7の項（1）に掲げる技術のうち、輸出令別表第1の7の項（1）に掲げる貨物について、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）となっている個所の「同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）」ですが、提出書類通達の別表2の付表2の方にはこれに対応した内容が不足していると思われる。</p> <p>【理由】 この記載は、別表Bの外為令別表の7の項（3）に掲げる技術の貨物等省令第19条第3項第8号に該当するものと同様の管理（すべての地域に対して「特定」のみ）とする意図で加えられているものと推測しましたが、別表2の付表2にも追加が必要と思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
98	<p>【意見】 部分品の輸出に関しては、特別一般包括許可証での輸出を継続できるようにご配慮いただきたい。</p> <p>・意見内容 「包括許可取扱要領」の〔別表A〕マトリックス中の 輸出令別表第一第7項（16）、省令第6条第17号へ（3）の地域：と地域③ の許可条件に関して。 「輸出令別表第一 第7項（16）、省令第6条第17号へ（3）」に該当する電子ビームマスク描画装置の本体及び部分品を「と地域③」に輸出するにあたって、現在は特別一般包括許可証が使用できるが、改正案では特別一般包括許可証が失効することになります。 部分品の輸出に関しては、特別一般包括許可証での輸出を継続できるようにご配慮いただきたい。</p> <p>・理由 電子ビームマスク描画装置は、フォトマスク（半導体回路の原板）を製造する装置です。 電子ビームマスク描画装置は、省令第6条第17号へ（4）に該当する電子ビーム直接描画装置とは異なり、ウエハに直接電子ビームを照射して半導体素子や集積回路を製造することはできません。 フォトマスクに電子ビームを照射して半導体回路を描画するには長時間を要します。 長時間故に、不具合発生時は、フォトマスクの製造を止める時間をできる限り短くするため、緊急対応、必要部品等の迅速な出荷が要求されます。装置の保守契約で、稼働率90%保証を結ぶ業界でもあります。 今後、個別輸出許可証による出荷に移行すると、緊急対応、短期間での出荷が困難になり、ユーザー、装置供給メーカー/サービス会社、共に大打撃を受けることが予想されます。 また、特定包括許可証の取得にも時間を要することが懸念されます。 この苦境を回避するために上記の通り、部分品の輸出に関しては、特別一般包括許可証での輸出を継続できるよう切に要望致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
99	<p>[意見] 今回の「重要・新興技術関連品目」と、従来から規制されている品目の該当項番号が異なるようにしていただきたい。</p> <p>・意見内容</p> <p>対象箇所 1. 対象項番 輸出令別表第1 7項(16) 条文箇所 政省令（規定内容）および 2. 対象項番 外為令別表 7項 (2) 条文箇所 政省令（規定内容）</p> <p>今回「重要・新興技術関連品目」として追加される品目と、従来から規制されている品目（「重要・新興技術関連品目」として規制されていたものではないもの）の該当項番号が異なるようにしていただきたい（項番号の括弧番号レベルで異なる規定にしたい。）。</p> <p>・理由 該当項番を表すナックスコードが同一となり輸出申告データの作成に特一包括の適用可否が該当項番号のみで見分けられなくなることを危惧します。 該当項番号内で、包括許可の適用可能種類との整合性が不一致になると、該非判定や取引審査における誤読や誤解、取り違えを誘引する可能性が否めないと思います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
100	<p>[意見] 今回「重要・新興技術関連品目」として追加される品目と従来より規制されている品目が等しく「と地域③向け」に「特別一般包括が使用不可」に変更されておりますが、従来からの品目につきましては特別一般包括を使用可能のままにしたい。</p> <p>・意見内容 対象項番 輸出令別表第1 7項(16) 条文箇所 包括許可取扱要領 輸出令別表第1 7項(16) 貨物等省令第17号へ (二)、17号テ 今回「重要・新興技術関連品目」として追加される品目（17号テ）と従来より規制されている品目（17号へ (二)）が等しく「と地域③向け」に「特別一般包括が使用不可」に変更されておりますが、従来からの品目につきましては特別一般包括を使用可能のままにしたい。 また変更される意図を教えてください。</p> <p>・理由（背景） なお、提出書類通達の改正案においては、申請書類および申請窓口が異なる（17号へ (二) は中国が含まれると地域①向けは局、17号テは中国が含まれると地域②について本省）規定になっていることから、規制のレベル感に違いがあるように推察しており、（17号へ (二)）については「と地域③向け」に特別一般包括許可が使えることにするのが本来の意図であったのではないかと思慮します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
101	<p>[意見] 対象項番 外為令別表 7項 (1) 条文箇所 包括許可取扱要領 につきまして修正をご検討お願いします。日本だけが取り扱いを強化するのは、日本企業にとって不利になるためです。</p> <p>・意見内容 【原案】 輸出令別表第1の7の項 (1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、<u>(19)</u>、(24) 又は (25) に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ (2) から (4) まで若しくはルからシまで、<u>第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ</u>、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの</p> <p>【修正案】 輸出令別表第1の7の項 (1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24) 又は (25) に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ (4) まで若しくはルからミまで、第17号の2 ロ、第17号の3 二、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの</p> <p>・理由 「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目（貨物等省令第6条第17号へ (2) (3) 等）も取り扱いが強化されているため、再考をお願いしたいです。 LPFの観点からも、例えば、現行の貨物等省令第6条第17号へ (2) の設計・製造に必要な技術は、米国輸出管理規則EARにおいて、</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>3B001. f. 2の設計・製造に必要な技術（3E001）にあたりますが、一部国・地域・EL掲載者向けを除いては、規制に変更はなく、引き続き許可例外も適用可能との認識です。グループA等、「と地域③向け」を除いては、現行のままの規制（い地域①：特別一般、一般、と地域②（と地域③を除く。）：特別一般）とすることを提案します。</p> <p>また、現行の貨物等省令第6条第17号シ（米国輸出管理規則EARにおける3B993. q. 2）の設計・製造に必要な技術は、米国輸出管理規則EARにおいて3E993で規制されていますが、RS規制であり、一部の国・地域向けには規制されていないとの認識のため、規制見直しをお願いいたします。</p>	
102	<p>〔意見〕 対象項番 外為令別表 7項 (2) 条文箇所 包括許可取扱要領 につきまして修正をご検討をお願いします。日本だけが取り扱いを強化するのは、日本企業にとって不利になるためです。</p> <p>・意見内容 【原案】 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの（輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)又はルからシまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）</p> <p>【修正案】 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの（輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)又はルからミまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）</p> <p>・理由 「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目（貨物等省令第6条第17号へ(2)(3)等）も取り扱いが強化されているため、再考をお願いしたいです。</p> <p>【補足】 LPFの観点からも、例えば貨物等省令第6条第17号シ（米国輸出管理規則EARにおける3B993. q. 2）を使用するためのプログラムは、米国輸出管理規則EARにおいて規制されていないとの認識のため（3D993は3B993の設計・製造のためのプログラムを規制）、規制見直しをお願いします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
103	<p>〔意見〕 パブコメ開始前に契約済みで、改正政省令施行日以降の契約上の納期が設定されている貨物、役務の輸出案件について、何らかの激変緩和措置（例えば、以下のような措置）の導入をご検討いただきたい。 “従来、”特別一般包括許可”から”特定包括許可”に包括許可範囲が変更になった品目の特定包括許可申請について、変更される貨物、役務は、既に取得済の”特別一般包括許可”を使用して輸出した実績件数（半期毎に報告済みの実績等）を踏まえた、特定包括許可の申請を可能とするような運用につきご検討をお願いしたい。</p> <p>・意見内容 1. パブコメ開始前に契約済みで、改正政省令施行日以降の契約上の納期が設定されている貨物、役務の輸出案件について何らかの激変緩和措置（例えば、以下のような措置）の導入をご検討いただきたい。</p> <p>(1) 経過的な処置として、パブコメ開始前の契約済案件については、改正政省令施行後も、ある一定期間（最短でも90日以上希望）は特別一般包括等の既存の許可の範囲で輸出を可能とするような対応。（例：パブコメ開始前の契約済み案件で、納期が施行後90日以内の期間に設定されていることを経産省殿にて書面上確認できる案件の特例措置）</p> <p>(2) 特別一般包括から特定包括に包括範囲が変更された貨物、役務で、パブコメ開始前に契約、納期が決まっていたもの（例えば、施行日から90日以内に納期が設定されていたもの）については、改正政省令施行前に個別申請を可能にいただき（例えば、施行1か月前までに申請等）、施行日又は契約上の納期までに優先審査、許可を頂けるような特別対応。</p> <p>・理由 特定包括又は個別許可申請の審査期間が最大90日とされる場合、政省令改正施行後、最大で90日相当期間は既に契約済みで納期も合意</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。</p> <p>(1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。</p> <p>(2) 特定包括許可の取得要件の緩和。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>済みの貨物、役務の輸出ができなくなり、事業に重大な影響が発生する。</p> <p>・意見内容 2. “従来、” 特別一般包括許可” から” 特定包括許可” に包括許可範囲が変更になった品目の特定包括許可申請について</p> <p>特別一般包括許可から特定包括許可に変更される貨物、役務については、既に取得済の” 特別一般包括許可” を使用して輸出した実績件数（半期毎に報告済みの実績等）を踏まえた、特定包括許可の申請を可能とするような運用につきご検討をお願いしたい。</p> <p>・理由 『包括許可取扱要領』 III 特定包括許可/5 特定包括許可の申請手続/（5）継続的な取引関係等についての中で、同一の需要者向けの輸出許可取得取引件数の記載があります。この件数の要件は、個別許可から特定包括許可への変更の場合には妥当すると考えられますが、特別一般包括許可から特定包括許可に変更される場合については、かかる要件はハードルが高く、特別一般包括から特定包括への以降において需要者別、時期にギャップが生じ、特定包括許可の門戸を狭めてしまうことを懸念しております。</p> <p>特に、装置の輸出に定期的な保守が伴う場合、特定包括許可を頂き一定期間継続して輸出を行うことができるようになることで、安定的、継続的な保守を通じた装置の安定稼働のメリットを顧客、サプライヤー両方で享受できるメリットがあると考えております。</p>	
104	<p>[御意見] 貨物等省令第六条第一号ヨの修正</p> <p>・意見内容 1) 原案 揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの</p> <p>2) 修正案 他の集積回路（<u>揮発性メモリを除く</u>）との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの</p> <p>・理由 揮発性メモリを『含まない』ものが『集積回路』であるのか、集積回路の一つの種類としての揮発性メモリを除外するとの意であるかが原案の記載からは特定できません。</p> <p>六条一号柱書には、『集積回路（モノリシック～（中略）～を含む。）であって、～（後略）』とあり、更に、原案の運用通達には『貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路』の解釈として『グラフィカルプロセッサユニット（GPU）、～（中略）～を含む。』と記載されています。</p> <p>ここで、例えば一部のGPUにはHBM2e(High Bandwidth Memory 2 Enhanced)が含まれており、このHBM2eはGPUコアが処理するデータを一時的に保存し、GPUが効率的にデータを処理するために必要な揮発性メモリです。</p> <p>そのため、本規定に基づき判定の対象となる集積回路（例えば、GPU）について、『揮発性メモリを含まない他の集積回路』との間の相互接続のデータ転送速度を検討する場合、上記の様に構造中にHBM2eを含むGPUは『揮発性メモリを含まない他の集積回路』との記載によって除外されます。</p> <p>又、本規定に基づき判定の対象となる集積回路（例えば、GPU）との入出力双方向のデータ転送速度を検討する対象が「揮発性メモリ以外（以外=を含まない）の集積回路」であって、例えば原案中の『転送速度』がGPU間の相互接続におけるデータ転送速度を指す場合、GPUは『揮発性メモリ』ではないことから、当該相互接続におけるデータ転送速度を基に該非を判定することになります。</p> <p>以上より、『揮発性メモリを含まない他の集積回路』がどのような集積回路を指すかが不明確であるため、これを明確化するため、修正案を提案致します。</p>	<p>「揮発性メモリを含まない」は「他の集積回路」にかかるものであるため、「他の集積回路」が揮発性メモリを除くものであるのはご理解の通りですが、原案の通りとさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
105	<p>[御意見] 運用通達1-1(7)(イ) 『合計処理性能(TPP)』の解釈の見直し</p> <p>・意見内容 1) 意見 運用通達1-1(7)(イ) 『合計処理性能(TPP)』の解釈について、再検討をお願い致します。</p> <p>2) 理由</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>米国EARのPart774 Supplement No. 1 to Part 774 - The Commerce Control Listでは、集積回路のECCNを規定する3A090のテクニカルノートにおいて「合計処理性能 (TPP)」が下記のように定義されています。</p> <p>Technical Note 2 to 3A090a and 3A090b:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 'Total processing performance' ('TPP') is $2 \times \text{'MacTOPS'} \times \text{'bit length of the operation'}$, aggregated over all processing units on the integrated circuit. <ol style="list-style-type: none"> a. For purposes of 3A090, 'MacTOPS' is the theoretical peak number of Tera (10¹²) operations per second for multiply-accumulate computation ($D = A \times B + C$). b. The 2 in the 'TPP' formula is based on industry convention of counting one multiply-accumulate computation, $D = A \times B + C$, as 2 operations for purpose of datasheets. Therefore, $2 \times \text{MacTOPS}$ may correspond to the reported TOPS or FLOPS on a datasheet. c. For purposes of 3A090, 'bit length of the operation' for a multiply-accumulate computation is the largest bit-length of the inputs to the multiply operation. d. Aggregate the TPPs for each processing unit on the integrated circuit to arrive at a total. 'TPP' = $\text{TPP1} + \text{TPP2} + \dots + \text{TPPn}$ (where n is the number of processing units on the integrated circuit). 2. The rate of 'MacTOPS' is to be calculated at its maximum value theoretically possible. The rate of 'MacTOPS' is assumed to be the highest value the manufacturer claims in annual or brochure for the integrated circuit. For example, the 'TPP' threshold of 4800 can be met with 600 tera integer operations (or 2×300 'MacTOPS') at 8 bits or 300 tera FLOPS (or 2×150 'MacTOPS') at 16 bits. If the integrated circuit is designed for MAC computation with multiple bit lengths that achieve different 'TPP' values, the highest 'TPP' value should be evaluated against parameters in 3A090. 3. (略) 4. (略) <p>このEARの定義に基づく場合、GPU等に対し浮動小数点数や整数の数値表現形式ごとにメーカーが公開している計算能力（単位：TFLOPS 又は TOPS）とこれに対応するビット長を積算することでTPPを算出することが可能です。</p> <p>これに対し原案では、『集積回路上の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビット長にテラ（10¹²）オペレーション毎秒（TOPS）で測定された処理性能を乗じたもの。』、『それぞれ16ビット演算で200TOPSの性能を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回路のTPPは6400（2プロセッサ×200TOPS×16ビット＝6400）となる。』の様に、GPUが有するプロセッサユニットの数と各プロセッサユニットの計算能力を基にGPUの計算能力を算出する必要があります。しかし通常、プロセッサユニット毎の計算能力は公開されておらず輸出者はTPPを算出することができません。</p> <p>又、計算能力の単位がTOPSのみである場合、浮動小数点演算の計算能力（TFLOPS）だけが公開されて整数演算の計算能力（TOPS）が公開されていないGPUに対しては、輸出者はTPPを算出することができず、該非判定を行うことができません。</p> <p>運用通達1-1（7）（イ）の改正案に提示されている解釈に基づき、輸出者が該非判定を行うことができる様、記載の見直しをお願いします。</p>	
106	<p>[御意見] 運用通達 1-1（7）（イ） 『貨物等省令6条十七号ミ（二）2中の分解能』の記載の明確化</p> <p>・意見内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原案 レーザー光を波長変換するために設計したセシウムリチウムボレート（CLBO）から加工された光学素子を含む。 2) 改修案 レーザー光を波長変換するために設計されたセシウムリチウムボレート（CLBO）素子を含む。 <p>・理由 レーザー光の波長変換機器において、『光学素子』と分類されるのはCLBO結晶そのもの又はCLBOを含む部品であって、『CLBOから加工されたもの』ではありません。 そのため、原案の『セシウムリチウムボレート（CLBO）から加工された光学素子』ではその意味をなさず、改修案への変更が必要と思料致します。</p>	原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
107	<p>[御意見] 貨物等省令六条十七号の三イ～ニおよび運用通達1-1（7）（イ）の修正</p>	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>・意見内容</p> <p>1) 原案 貨物等省令六条十七号の三 イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。） ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イ又はニに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属装置 ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。） ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの</p> <p>運用通達1-1(7)(イ) 貨物等省令第6条第十七号の三 ニに該当するマスク又はレチクルペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。</p> <p>2) 改修案 貨物等省令六条十七号の三 イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの 又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。） ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イ又はニに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。） 又はその部分品若しくは附属装置 ハ インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの 又はその部分品若しくは附属装置 ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの 又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。） ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの</p> <p>運用通達1-1(7)(イ) 貨物等省令第6条第十七号の三ニに該当するマスク又はレチクルペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。</p> <p>・理由 原案の「イ」「ロ」「ハ」に対し、現行の貨物等省令第六条第十七号ト〜リでは『又は部分品若しくは附属品』の規定はありません。又、これらに対応するワッセナーアレンジメント、(EU) 2021/821および米EARでは、マスク又はレチクルの部分品・附属品は規定されていません（「イ」に対しては3.B.1.gおよび3B001.g、「ロ」に対しては3.B.1.hおよび3B001.h、「ハ」に対しては3.B.1.iおよび3B001.i）。 ここで、マスクやレチクルの附属品として代表的なものであるペリクルについては「ホ」で規定されており、「イ」において更に他の部分品や附属品を規定することは、日本の国際競争力を減衰させるものです。 そのため、「イ」については『又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。）』を、同様に「ハ」については『又はこれらの部分品若しくは附属品』を削除する改修を提案します。</p> <p>同様に、今回の改正で新設が提案されている「ニ」についても、規制すべき付属品であるペリクルは「ホ」で規定が提案されていることから、マスクやペリクルの附属品に対する規制は「ホ」で担保されており、「ニ」で更に他の部分品・附属品に対する規制を設ける必要はありません。 そのため、「ニ」についても『又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。）』を削除する改修を提案します。</p> <p>更に、ペリクルはマスクやレチクルの附属品であり、マスクに装着された場合であっても「他の貨物の部分をなしているもの」には当たらないと解しています[*]。 したがって、マスク・レチクルの該非判定は、ペリクルが装着されているか否かにかかわらず行われるものであり、この『マスク又はレチクル』の解釈として『ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。』と重ねて規定する必要はありません。</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>そのため、運用通達1-1(7)(イ)において解釈の追加が提示されている『貨物等省令第6条第十七号の三に該当するマスク又はレチクル』は削除する改修を提案します。</p> <p>[*]『輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について』参照。 [案件番号：595123022]</p>	
108	<p>[御意見] 包括許可取扱要領 [別表A] ・意見内容 1) 原案 [8の項] 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロ若しくはハ、第6号又は第7号に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・い地域① → 特別一般/一般 ・と地域② → 特定 ・ち地域 → - <p>2) 改修案 [8の項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・い地域① → 特別一般/一般 ・と地域② (と地域③を除く。) → 特定 ・と地域③ → 特定 ・ち地域 → - ■ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号ロ若しくはハ又は第6号に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・い地域① → 特別一般/一般 ・と地域② (と地域③を除く。) → 特定 ・と地域③ → 特定 ・ち地域 → - ■ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロ若しくはハ、第6号又は第7号に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・い地域① → 特別一般/一般 ・と地域② (と地域③を除く。) → 特別一般 ・と地域③ → 特定 ・ち地域 → - ■ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの <ul style="list-style-type: none"> ・い地域① → 特別一般/一般 ・と地域② (と地域③を除く。) → 特別一般 ・と地域③ → 特別一般 ・ち地域 → - <p>・理由 改正案では、一定性能以上のGPU等に対する貨物等省令第6条第一号ヨの新設が提示されています。 又、同じく貨物等省令第7条第七号では、上記の同第6条第一号ヨに該当する集積回路を一つ以上有する電子計算機等の規定の新設が提示されています。 ここで、包括許可取扱要領 [別表A] では、一定性能以上のGPU等を、単体で「と地域③を除くと地域②」に輸出する際、特一包括を適用可ですが、当該GPU等を搭載したPCやサーバーを「と地域③を除くと地域②」に輸出する際には、特定包括の取得又は個別許可が必要となります。 具体的には、と地域③のみならず、と地域②に対して本邦企業が貨物等省令第7条第七号に該当するPC等を輸出する場合、多くの企業が個別許可を取得する必要が生じます。 同様の規制を導入済みの米国EAR (ECCN：3A090, 4A090および5A992) では、主としてCountry GroupがD:1, D:4およびD:5の国に対する輸出等に制限が課せられるのに対し、改正の原案ではグループA国を除くすべての国に対する輸出に際し、特一包括が適用できません。 これは、本邦企業に対し過大な業務負荷を課し、且つ、事業のスピードを低下させて本邦企業の国際競争力を減衰させます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、貨物等省令第6条第一号ヨと貨物等省令第7条第七号の包括許可の適用範囲を整合的となるよう修正します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	これを防止するため、包括許可取扱要領の〔別表A〕の〔8の項〕を前記の様に改修することを提案します。	
109	<p>〔御意見〕 運用通達 1-1(7)(イ) 『貨物等省令6条十七号ミ(二)2中の分解能』の記載の明確化</p> <p>・意見内容 3) 原案 レーザー光を波長変換するために設計したセシウムリチウムボレート (CLBO) から加工された光学素子を含む。</p> <p>4) 改修案 レーザー光を波長変換するために設計されたセシウムリチウムボレート (CLBO) 素子を含む。</p> <p>・理由 レーザー光の波長変換機器において、『光学素子』と分類されるのはCLBO結晶そのもの又はCLBOを含む部品であって、『CLBOから加工されたもの』ではありません。 そのため、原案の『セシウムリチウムボレート (CLBO) から加工された光学素子』ではその意味をなさず、改修案への変更が必要と思料致します。</p>	原案が適切と考えておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
110	<p>〔御意見〕 契約タイミングの考え方、輸出許可申請の集中時につきまして、以下の通りご対応をよろしくお願いいたします。</p> <p>・意見内容 1月末までに契約済みのもの、3月末までに契約を行うもの、5月末までに契約を行うもの、それぞれに企業が判断に迷わないよう、企業からの個別相談があれば柔軟に対応をお願いします。 5月末の施行タイミング直後には、特に輸出許可申請が集中することが予想されます。企業のビジネス実務に影響が出ないよう、集中時に向けた準備と速やかな許可対応をよろしくお願いいたします。</p> <p>・理由 今回の改正は国際レジームによる定例の規制アップデートとは異なり、企業側の事前準備や輸出管理工数増加への対応が追い付いていないケースもあり、少しでも混乱を避けたいというのがその理由です。</p>	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
111	<p>貨物等省令第6条第一号ヨ は世界に先駆けて実施する日本独自の規制と思われます。</p> <p>・何を規制することを目的とした規制なのかを明らかにしてください。</p> <p>・該非判定を実施するにあたり、米国や中国などの開発元に問い合わせることになり、該非判定をする企業、団体に対して十分な説明をして、誤解なく速やかに実施できるようにしてください。</p>	今般の輸出管理品目の改正は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。この措置は国際的にも調和のとれたものであるものと認識しています。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
112	<p>・意見内容 輸出令第7項(19)貨物等省令第6条第十九号のイ(1~15nm、15~193nm露光向け半導体レジスト)、ならびにホ(インプリントリソグラフィ向けレジスト)が「と地域③」に対して特別一般包括許可が使えなくなる改定、及びその設計/製造技術となる外為令第7項(1)第19条1項第2号は「い地域①」、「と地域②」、「と地域③」とほぼ全域に対して特別一般包括許可が使えなくなる改定であり、個別許可または特定包括取引許可取得が必要となります。このため、必要書類や手続きの簡素化、移行期間の設定や、施行日を後ろにずらす等のご配慮のご検討をしていただくと大変幸いです。</p> <p>・理由 今まで特別一般包括許可が使用できていた所が、個別許可や特定包括許可が必要となり時間を要することが想定されます。特に役務の方は、ほぼ全域が対象となるため、当社グループ会社や顧客等への技術提供もすべて都度許可取得が必要となり、多大な負荷となることや、許可取得までに時間を要することになります。また、特別一般包括許可が使えなくなった後と、個別許可取得の間にタイムラグが生じると、開発やサンプルワーク、供給に伴う必要な技術提供等に支障をきたし、営業活動や顧客側の生産に影響する可能性がございます。このため、必要書類や手続きの簡素化、移行期間の設定や、施行日を後ろにずらす等のご配慮をしていただくと大変助かります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	御指摘を踏まえ、以下の対応を行うこととしました。 (1) 一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、施行後6ヶ月は、なお従前の例とする。 (2) 特定包括許可の取得要件の緩和。
113	<p>・意見内容 申請・届出・報告等の書類について、提出者が法人番号のある組織の場合は法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。</p> <p>・理由</p>	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>法事番号がある事によつての行政の事務能率の向上や公正性の向上が見込める事から（一方、事業者の負担はそう増さないはずである。ワープロソフトで書類の編集を行う場合はテンプレート的な機能の利用が行えるであろうし、紙に手書きで記述を行う場合もゴム印でも用意しておけば良いはずである。）。</p> <p>（経済産業省貿易経済安全保障局は前身だった貿易経済協力局の頃から頑迷にも法人番号の利活用について拒否的な姿勢を（銃器の輸出入等の僅かな例外を除き）貫いていたのであるが、不適切であるので法人番号の利活用を行うようにされたい。日本に恨みでもあるのであろうか？そのように疑うが、輸出入事務に関して法人番号の記載を行わせるようにしないのは、はっきり言って、確定的に不適切である。国機関として適切な行政を行うようにされたい。）</p>	